

日本共産党大津市会議員団 2016 年度政策要望

はじめに	4
政策調整部	6
1. 平和への取り組みを	6
2. マイナンバー制度の中止を国に求めること	6
3. 消費税増税中止を国に求めること	7
4. TPP からの撤退を国に求めること	7
5. 市民に開かれた市政運営を	7
6. 原発から市民の健康・安全を守ること	8
7. 地球温暖化防止対策の強化を	8
8. 安心して地域に住み続けられる「地方版総合戦略」の策定を	9
総務部	9
1. 平和への取り組みを	9
2. 市民の生活と人権を最優先とした行財政改革を	10
3. 市民福祉を守る自治体労働者の雇用条件の改善を	11
4. 地域経済を支える市内中小企業への支援を	12
5. 災害に強いまちづくりを	12
市民部	13
1. 市民生活を支える行政サービスの充実を	13
2. 地域安全・住民自治の発展の促進を	14
3. 「市民が主人公」の立場に立った豊かな文化・スポーツのまちづくりの促進を	14
4. いじめを乗り越え、安心して学べる学校・地域社会づくりを	15
福祉子ども部	16
1. 子育て安心の施策充実へ	16
1) 子どもの権利を保障する就学前保育・教育の実施を	16
2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を	16
3) 地域で安心して子育てができる体制整備を	17
2. 障がい者の権利条約を基本とした施策の充実を	18
1) 障がい者の権利保障を明確にした取り組みへ	18
2) 精神障がい者・難病患者の支援の充実へ	19
3. 反貧困、人間らしい暮らし支援へ	19
1) 必要な人が必要な支援を受けられる生活保護制度の充実を	19
2) 貧困問題解決への積極的な取り組みへ	20
健康保険部	20
1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充	20
2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善へ	22
1) 市民の命を守る国民健康保険の運営を	22
2) 市独自助成の継続と高齢者医療改善の取り組みを	23
3. 市民が健やかな生活を送れる体制づくりを	24

産業観光部	25
1. 地域経済活性化への取り組み強化を	25
2. 農業振興と食の安全、安心確保を	27
1) 自給率向上を目指した農林水産業の振興を	27
2) 市民本位の公設卸売市場のあり方検討を	28
環境部	28
1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を	28
1) 減量・リサイクルの本格的な取り組みと環境整備を	28
2) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を	29
2. 環境保全対策の充実・強化を	29
都市計画部	30
1. 住宅耐震診断・改修促進のための支援強化を	30
2. 住みやすい市営住宅の整備を	30
3. 市営住宅の管理運営のあり方の見直しへ	31
4. 空き地・空き家対策の推進を	31
5. 液状化・地滑り地域の対策を	31
6. 市街地農地保全策の検討を	31
7. 景観保全と風格のあるまちづくりのため、建物の高さ規制の推進を	31
8. 市の所有する未活用土地の活用を	31
9. 歴史的な町家・街道を生かしたまちづくりへ	32
10. 住民本位の区画整理事業の推進を	32
11. 適切な公園・広場の維持管理の徹底を	32
12. ふれあいスポーツセンターの運営改善を	32
建設部	32
1. 地域公共交通の充実を	32
2. 道路、鉄道などのバリアフリー化の促進へ	33
3. 利用しやすい駐車場事業の推進を	33
4. 生活道路の整備促進を	33
5. 市道橋改修推進、安全維持の点検・管理を	33
6. 琵琶湖大橋の無料化促進へ	33
7. 自然環境を破壊するダム整備でなく、流域治水と河川改修での治水対策を	33
市民病院	34
1. 公的病院として存続を	34
2. 葛川診療所の医師確保を	34
3. 災害時の拠点病院としての機能強化を	34
4. 病診連携の強化を	34
5. 患者負担の軽減・安心できる医療への取り組みを	34
6. 医師不足・看護師不足解消への条件整備を	34
7. 不祥事根絶へ職員の意識啓発とチェック体制の強化を	35
企業局	35
1. 水道料金の安定のための適切な運営を	35
2. 下水道事業の長寿命化策などの検討を	35

3. 水道・下水道事業維持のための人材育成を	35
4. ガス事業利益の市民還元を	35
5. ガスの安定供給と経営対策強化を	36
6. 生活困窮者に対する料金減免制度の創設を	36
教育委員会	36
1. いじめを乗り越え、安心して学べる学校づくりへ	36
1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを	36
2) 健やかに成長できる教育の保障へ	37
2. 豊かな市民生活をはぐくむ文化施策の充実を	39
消防局	40
1. 基準消防力に見合った職員の増員と消防力の強化・充実を	40
2. 市町村消防の広域化に反対すること	41
3. 消防団、自主防災組織への支援充実を	41
4. 地域防災計画の策定に向けて、危機防災課とも連携した支援を	41
5. 火災報知器の設置促進の支援を	41
6. 救急車の有料化は行わないこと	41

はじめに

戦後 70 年、日本はいま、戦争か平和かをめぐって、最大の歴史的岐路を迎えている。

安倍・自公政権は日本を「海外で戦争ができる国」にする戦争法（安保法制）成立に固執し、2014 年 7 月 1 日、集団的自衛権行使容認へと憲法解釈の大転換をはかる「閣議決定」を強行し、2015 年 5 月 14 日、それを具体化する 11 本の法案を「平和安全法制」の名で国会に提出した。その後の国会論戦の中で法案の深刻な危険性が浮き彫りとなり、安倍・自公政権に対する国民の批判の声が日に日に拡大することとなった。そして今、2015 年 9 月 19 日未明、参議院での強行採決という反民主主義的手法で成立させた「安全保障関連法」に対して、立場を超えた幅広い年齢層・各分野の国民が立ち上がり、全国各地で「戦争法」廃止を求める運動がかつてない規模で広がっている。

安倍首相は「決めるべき時は決める。それが民主主義だ」と言い放ち、戦争法の強行だけでなく、沖縄新基地建設、原発再稼働でも、圧倒的多数の民意を無視し問答無用の暴挙を重ねている。いったん選挙で多数を獲得すれば何でも許されるものではなく、議席の多数を得たこと理由に、違憲立法を強行することは、国民主権という日本国憲法が立脚する民主主義の根幹を破壊するものである。

安全保障関連法の廃止を諦めず、民主主義、立憲主義、平和主義に根差し、国民の声、世論が反映される政治の実現こそが求められている。

安全保障関連法のうち重要影響事態法では、関係行政機関の長は、法令および基本計画に従い、地方公共団体の長に、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができるがあるが、強制されるものではないともされている。

いま地方自治体には、住民の願いに応え、住民の命とくらしを脅かす国の動きに対してはきっぱりと反対し、地方自治の本旨を貫く立場で行動することが求められている。

2015 年 6 月に閣議決定された「骨太方針 2015」「日本再興戦略」「規制改革実行計画」「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」では医療・社会保障分野での歳出抑制・削減、地方財政支出の削減、PFI、PPP 導入で「公的サービスの産業化推進をめざし、地方には地方版地方創生総合戦略の 2015 年度中の策定を求めている。

安倍政権はこの数年、地方交付税制度を徐々に改変し、政府が地方自治体をコントロールする仕組みづくりを強めてきたが、「先進的」な自治体を「優遇」することや「公表」を打ち出しているのも今回の特徴で、政府が求める「成果」を出せなかった自治体には交付税を実質的に減らす仕組みをもうけ、交付金獲得のための自治体間競争で住民サービスの切り捨てや施設の集約化を狙うもので、国と地方自治体の責任をいっそう投げ捨てるものと言わなければならない。

人口減少に歯止めをかけ、地方の衰退を打開するために地方自治体に求められるのは、「人口目標」を上から押し付け、効率化・集約化を推し進めることではなく、住民に身近なサービスを充実させ、どこに暮らしても安心して住み続けられるまちづくりである。

大津市でも「大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されているが、国の指針通りで大津らしさはほとんど見受けられず、大津市のまちづくりの特徴でもある人間性の尊重に根ざした福祉施策への取り組みなどを生かして、誰もが安心して住み続けられるまちづくりに重点を置き、きめ細やかな相談体制と施策の展開に取り組むべきである。

あらためて「憲法を暮らしに生かす」こと、自治体を少数の大企業のものではなく、主権者で

ある住民のものに取り戻すことが求められている。

市は、公共施設の適正管理を目指すとして、公共施設の統廃合、幼稚園・小学校・中学校の適正規模化などを行うとしている。これは国の提案のままに取り組みを進めているものだが、市民への情報提供、丁寧な説明が不足しており、縦割り行政のマイナス面も相まって市民の不信を募らせるものとなっている。南北に細長い特異な地形をもつ大津市において、公共施設は市民生活を支えるものであり、税金を投入してきた市民の財産でもあり、今後のまちのあり方、公共施設の整備は市民的な課題として丁寧な検討を行い、市民合意を図るべきである。

さらに、今後5年間で338億円余の収支不足が見込まれるとする中期財政フレームを示し、さらなる行政改革を推進しようとしている。2018年度以降に必要となるごみ処理施設整備費などを理由に、2016・17年度の建設事業などの投資的経費を概算要求見込みの半分程度にまで圧縮することや、高齢者や児童福祉などに充てる扶助費も約60億円の抑制を掲げている。すでに補助金の見直しや民間委託の推進、人員削減などによる歳出削減が行われてきた。特に民営化については、コールセンター、窓口業務、公設卸売市場、老人保健施設、上下水道、焼却施設や公営住宅などあらゆる業務、事業への導入が実施され、今後導入を視野に検討されている。民営化は導入の際には一時的に費用を削減することになるが、長いスパンで見れば、人件費の削減、ひいては市民サービスを低下させることになる。コスト比較論や効率至上主義では、公務労働の質、継続性の維持、専門的役割が捨て去られることになる。

大津市は長きにわたり市民との協働で先進的な制度や支援の取り組みを進めてきた。障がい乳幼児健診や療育の大津方式や、保護者が始めた児童クラブは、公設公営へと発展し、子育ての拠点となるなど住民とともに築き上げた財産となっている。また、どの子どもにも等しく幼児教育を保障することを理念に全小学校区に幼稚園を配置、「ポストの数ほど保育所を」のかけ声とともに公立・民間の保育園が整備され、保育水準の向上に取り組み、大津市の就学前保育、療育は充実を遂げてきた。

そして各学区に公民館を併設した市民センターが整備されることにより、自治会を基礎とした仕組みがつくられ、市民協働が進み、様々な地域課題の解決には、こうした市民自治の発展が寄与しているといえる。

長期間経済が低迷している状況で、日本共産党はこれまでも自律的な経済発展、地域循環型の経済活性化の必要性を提案してきたが、あらためて市内事業所の99%を超える中小零細企業の景気対策として、例えば、住宅リフォーム助成制度や自校方式の給食による「地域循環型」「内需拡大型」の経済対策を強化することによって税収を増やす、市民本位の財政再建が求められている。そして地域の資源を生かしていく方策を地域住民とともに模索し、生み出していくことに市としての支援を検討することを提案する。今や企業立地などの呼び込み型の活性化策ではなく、地域再投資型の活性化への転換を図ることが重要である。

いま地方自治に危機が迫る中で、これまでの成果を壊すことなく、さらに発展させ、市民との協働、職員・議会との関係にも民主主義を取り戻すことを求めるものである。

これ以上、憲法と地方自治法を真正面から否定し市民に負担を押しつける行政改革ではなく、市民の暮らし優先の予算編成を行うことを求め、来年度大津市の予算編成にあたっての政策要望を行うものである。

政策調整部

1. 平和への取り組みを

①安全保障関連法にかかわって—地方自治の本旨を貫く立場での対応

9月19日未明、集団的自衛権の行使を可能した安全保障関連法が参院本会議で成立した。審議が進むにつれ、法案に反対の世論は増え、今国会での成立に反対の世論は80%を超えていた。立憲主義を根底から覆す憲法違反の法律を国会が制定させたことは、平和憲法の歩みと日本の歴史に大きな傷跡を残した。

この間、戦争法案をめぐり、芦屋、尼崎、宝塚の各市長が相次いで批判の声をあげているが、越市長は「国政で審議されるべきこと」という旨の議会答弁を繰り返してきた。重要影響事態法では、強制されるものではないとされているが、関係行政機関の長は、法令および基本計画に従い地方公共団体の長に、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができるとされている。

・住民の命とくらしを脅かすことに対してはきっぱりと反対し、地方自治の本旨を貫く立場で行政運営を行うこと。

②自衛隊による住民基本台帳の閲覧を許可しないこと

自衛隊滋賀地方協力本部が、高島市の公立中学校に「自衛官等募集中!!」の文字が印刷されたトイレットペーパーを配布していたことが判明した。市民の強い反発を受け、速やかに回収されたが、自衛官募集のためのダイレクトメールを中学・高校3年生に送付するために、住民基本台帳が閲覧されている。

- ・個人情報保護の観点からも、閲覧を許可しないこと。
- ・現在、紙媒体で情報を提供することが求められているがこれに応じないこと。

③自衛隊による要請・訓練等への毅然とした対応を

- ・武装自衛官の市街地行軍訓練など基地外での演習行為を中止するよう求めること。
- ・市民に対する事前の情報提供などを行うこと。
- ・自衛隊からの要請については、市民への協力の押し付けを行わないこと。

④自衛隊基地への中学生の職場体験を行わないこと

・市内中学校の職場体験学習で自衛隊を実習先に選定している状況があるが、命を大切に、平和な社会をつくる人間を育てるという教育の目的からも不適切であり中止すること。

⑤特定秘密保護法から市民の権利を守ること

- ・市民の知る権利を奪い、意見を封殺する特定秘密保護法の撤廃を求めること。
- ・特定秘密を取り扱う職員に対する身元調査や関係者調査などを行わないこと。

2. マイナンバー制度の中止を国に求めること

2015年10月から交付が始まった社会保障共通番号（マイナンバー）制度は、国民一人ひとりに背番号をつけ、各自の納税、保険料納付、医療機関での受診・治療、介護・保育サービスの利用などの情報をデータベース化し国が一元管理するもので、社会保障の給付抑制、税・保険料の徴収強化に利用し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削減していくことを、最

大のねらいとしている。加えて、市役所はもちろん、病院、介護サービスなど、公務・民間にかかわらず、多様な主体のアクセスも可能となり、これが導入されればプライバシーを侵害される危険性も高まる。125万件もの年金個人情報流出した問題は、一たび漏えいすれば大きな被害をもたらすことを示しており、国民の不安と怒りは大きく広がっている。

- ・市民のプライバシー権を守るためにも、国に対し、マイナンバー制度の即時中止・撤回を求めること。
- ・ナンバーの独自利用が認められている。自治体独自の共通番号への新たな情報の紐付けは行わないこと。

3. 消費税増税中止を国に求めること

市長は自治体財政充実のため、また社会保障の充実で市民も受益があるなどとして地方公聴会の場で消費税増税を求めたが、昨年4月強行された消費税率8%へのアップとアベノミクスによる円安に伴う物価上昇は、市民生活と市内中小企業を直撃し市内の消費購買力を劇的に低下させた。さらに安倍自公政権は2017年4月に消費税率を10%に引き上げること宣言している。

- ・市内事業所の多くを占める中小企業の営業を守り、市民の暮らしを守るためにも、国に対し消費税率の再引き上げの中止を求めること。

4. TPPからの撤退を国に求めること

TPPが大筋合意となった。TPPは秘密裏に交渉されるため、協定の全ての中身は国民には知らされないままである。TPPは農産物などの関税撤廃条約だけでなく、物品やサービス、知的所有権、投資、労働などの非関税障壁撤廃など21分野が対象であり、市民生活と同時に地方自治体に直接関連する分野にも影響が懸念される。例えば、建設工事、物品、請負サービスの発注に関わる入札に際し、市町村レベルの公共調達でも対象となり、地元中小企業がTPP圏内の海外企業との価格競争にさらされることになる。

- ・全容の公開とともに、協定書の作成作業から撤退、調印を中止することを国に求めること。

5. 市民に開かれた市政運営を

①庁舎整備についてあり方の十分な検討を

隣接国有地の取得を前提として、2015年度、現状調査、分析などを行い、整備手法の検討が行われた。現在、他の公共施設のあり方を見直しており、南北に細長い本市では、高齢化が進む市民の利便性の点からも一極集中の庁舎整備だけでよいのか、ICTを使った支所機能の高度化なども視野に入れて、そのあり方の検討を行う必要がある。

- ・庁舎整備には多額の経費が必要となることから、合併特例債などの活用も踏まえ、十分な検討を行うこと。

②競輪場跡地は住民意見を反映した利活用を

競輪場跡地の活用については、市民の意見を反映させた利活用が図られるように、地域住民を含む市民も参画した検討委員会を設置し、丁寧で活発な議論ができるようにすること。

③大津市男女共同参画条例に基づく実効性のある計画推進

安倍政権は「女性活躍」戦略を世界にアピールしているが、世界からは、日本政府が国連女

性差別撤廃条約の実施に真剣に取り組んでいない問題が厳しく問われている。大津市では、男女共同参画条例に基づき、“Otsu プロジェクト-W”が実施されている。市役所内をはじめとして、民間企業についても女性管理職の登用促進や男性の育児休暇取得促進の施策がとられているが、今のところ効果は上がっているとは言えない。女性登用のためには採用や配置・昇格の差別是正や働き続ける条件整備が欠かせない。

- ・まずは、市として調査を行い、改善を行うなど、実効性のある対策を強めること。
- ・男性も育児や家事などに参加しやすくするために、育児休暇、介護休暇を取得しやすくするために、働き方の改善を図ること。
- ・男性の育児・家事参加促進へさらなる方策を打ち出すこと。

④より多くの市民が参加できるパブリックコメントの実施

市のホームページにおいてパブリックコメントの募集が行われているが、市民が気付かないまま終了していたり、知っていても高齢者などネット環境に不慣れな市民にとっては、閲覧や意見提出に制限がある。

- ・周知方法に工夫と改善を行うと同時に、紙媒体での、各支所での閲覧や意見提出を認めること。

⑤市長の移動は原則タクシーを利用しないこと

・公用車を配置しながらタクシーでの移動も行われている。経済効率の観点から正当とされているが、公人としての安全面の確保や市民への使用実態の透明性を図る観点から考えれば、やむを得ない場合を除いてタクシーは利用しないこと。

6. 原発から市民の健康・安全を守ること

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性や放射性廃棄物の処理の困難さを示すものとなった。また、これまで政府は地球温暖化防止策として原発を推進してきたが、実際には原発は直接海を暖め、放射性廃棄物の処理に膨大なエネルギーを必要とし、対策にならないことが明らかとなってきた。また福島での事故によって今なお10万人以上が避難生活を送り、事故原因の究明も対策や除染の見通しも立っていない。こうした中、2014年の大飯原発3、4号機の差し止め判決に続き、本年4月、福井地裁は、関西電力高浜原発3、4号機の再稼働差し止めを求める仮処分申請に対し、差し止めを命じる画期的な決定を下した。8月11日の川内原発1号機の再稼働まで日本では一基も原発が稼働していなかったがエネルギーは十分に足りていた。これらの事実がある上に、どの世論調査をみても原発再稼働反対が過半数となっているにもかかわらず、安倍政権は原発を「重要なベースロード電源」として、川内原発の再稼働を強行し、高浜原発の再稼働をねらっている。

- ・原発ゼロの実現のため、原発再稼働・推進の政策を改めるよう政府に求めること。
- ・政府と電力会社に対し原発の再稼働中止、原発からの撤退を求めること。
- ・「脱原発をめざす首長会議」に加入するなど、脱原発の世論を広げる役割を果たすとともに脱原発の運動の先頭に立つこと。

7. 地球温暖化防止対策の強化を

①再生可能エネルギー促進に向けた取り組み強化

- ・太陽光パネル設置の補助などの支援は行われているが、予算を増額するとともに、他市で行

われているように、小水力や風力などにも対象を広げ、市民・事業者・行政が協力して地域全体での自然エネルギー推進施策を進めること。

- ・地域住民・NPO 団体・中小企業などが、再生可能エネルギーを促進、事業化しやすいように、地域の金融機関と協力し、「事業立ちあげのための無利子・無担保の融資制度」の創設を行うこと。

- ・電力会社が送配電設備コストを理由として電力の買取を拒否する傾向が強まっているが、国に対して適切な指導を行うよう求めるとともに、固定価格買取制度の継続を図るよう求めること。

②節電対策の積極的取り組み

- ・原子力発電に依存しない社会をめざすとともに、低炭素社会へ引き続き節電に取り組むこと。
- ・夏期・冬期の節電対策として、引き続き公共施設開放を積極的に進めること。

8. 安心して地域に住み続けられる「地方版総合戦略」の策定を

安倍政権は「地方創生」として、地方から活力を奪った自民党政治への総括も反省もなしに「地方消滅」の脅しで危機感をあおり、選択と集中を地方に押し付け、「地方版総合戦略」の策定を求めている。真の「地方創生」の取り組みは、地方自治を大切にしたい「住みたくなる街・地域づくりへの転換」、「住みつづけられる自然・社会環境づくりの重視」を基本に据えて、「人口減少」と「地方（地域）衰退」の原因を明確にし、国や県に依存した事業の見直しとともに、市民生活の向上・地域の活性化に向けての総合的抜本的な対策を行うことである。

- ・不安定雇用・低賃金の改善、農林水産業や中小零細企業等の地元産業への支援と育成による地域循環型経済の創出、社会保障の充実など、憲法の基本的人権の保障に基づいて、どこに暮らしていても安心して住み続けられる施策の充実に力を注ぐこと。

- ・葛川地域は国により豪雪地帯として認定されているが、限界集落となっており、私道や屋根の雪下ろし作業など、集落内の自助共助が限界となっている。現在国は人口減少を食い止めるために人口ビジョンの策定を求めている。

葛川地域への I ターン、U ターンを促すための家賃補助や住宅改修など、定住促進事業を推進するとともに、活性化に向けた地域振興計画を策定すること。

総務部

1. 平和への取り組みを

①憲法擁護への積極的な取り組み

- ・日本国憲法の平和的・民主的条項を覆す動きに反対し、憲法第 99 条に規定する憲法擁護義務を負う立場に立って「憲法を暮らしに生かす」事を掲げ、積極的に憲法の理念や内容を普及すること。

- ・市民から自発的に起こってくる憲法擁護の運動を支援すること。

②核兵器廃絶への取り組み強化を

- ・ふるさと都市恒久平和都市宣言・全国平和市長会参加のまちとして、核兵器廃絶への取り組

みを強めること。

2. 市民の生活と人権を最優先とした行財政改革を

①市民生活を応援する予算編成

今後 5 年間で 338 億円余の収支不足が見込まれるとする中期財政フレームが示された。今後、必要となるごみ処理施設整備費などの収支不足に備えるために建設事業をはじめ、高齢者や児童福祉などに充てる扶助費なども抑制を掲げている。これまでも、補助金の見直しや民間委託の推進、人員削減などにより歳出が削減されてきたが、自校方式の給食や住宅リフォーム助成制度など「地域循環型」「内需拡大型」の経済対策を強化することによって増収を増やす、市民本位の財政再建が求められている。地方自治体の本旨は住民の暮らしを守り福祉を増進させることである。

- ・これ以上、市民に負担を押しつける行政改革ではなく、市民生活を応援する予算編成を行うこと。

②補助金の終期設定や補助率の引き下げなどを行わないこと

市では 2012 年度に策定した「補助制度適正化基本方針」に基づいて、2014 年度から補助金の大幅な見直しが行われている。主として財政面の節約が要因となっているが、これまで行われてきた補助制度は市民生活の支援とともに、協働のまちづくりの原動力ともなってきた。

- ・市民本位のまちづくりの後退にならないよう市民の意見を十分に聴取して、方針の検証を行うとともに、機械的、一律の適用をしないこと。

③公共施設の統廃合は市民合意のもとで行うこと

- ・公共施設適正化計画に基づき、市民センターなどの統廃合が進められようとしている。公共施設の統合・廃止は、施設数や稼働率など財政効率で決めるのではなく、地域づくりに果たす役割と効果を踏まえつつ、住民合意で進めること。

④施設使用料の値上げを行わないこと

- ・市民センターなどの利用料の値上げが行われているが、高齢者や青少年の生きがいと仲間づくり、体力づくりの様々なサークル活動にも支障がでることが懸念される。消費税増税という負担増に追い討ちをかけ、市民活動の活性化に逆行する施設使用料の値上げは行わないこと。

⑤安易な指定管理・民間委託の見直しを

指定管理者制度の導入で、埼玉県ふじみ野市の市営プールでの死亡事故にみられる重大事故や市民サービスが後景に追いやられる事例が後を絶たない。この背景には、指定管理者選定過程において指定管理料の低さが競われることから、選定事業者は利益を上げるためにさらに経費や人件費削減が行うという実態がある。また、修繕費などを押さえるために安全が後回しになっているとの指摘もある。

- ・指定管理・民間委託とも、その業務内容が正しく執行されているのか、雇用条件の悪化につながっていないかなど、チェック機能を高めたモニタリングを行い、調査票の公開をはじめ、その傾向を適宜議会にも報告し、良質な公共サービスが提供されるよう管理監督義務を果たすこと。

3. 市民福祉を守る自治体労働者の雇用条件の改善を

①職員定数の削減をやめ、必要な職員を配置すること

市職員の行き過ぎた定数削減が慢性的な人員不足となり、職員は長時間・過密労働に苦しみ、精神疾患も多く、改善は急務である。

- ・職員が「全体の奉仕者」として公正で民主的な行政業務に専念し、心と体の健康を保持できるよう、サービス残業を根絶し、超過勤務手当は実態どおり支払うこと。
- ・福祉関係、教育、防災など必要な部署の増員をすること。

②人事評価を給与に反映させないこと

2014年5月の地方公務員法「改正」を理由に2014年度から人事評価制度が導入され、処遇にも反映されることとなった。本来、職員の育成は、共に支え合えあう職場を作ってこそ実現するものである。しかし現在の人事評価制度は、直接の上司が部下を評価し住民ではなく上司の顔色を伺って仕事をするにもつながり、またその内容は「管理」「実務」「成果」が強調され、本来の「住民の福祉増進」「住民の奉仕者」としての評価でなく、市民の為に協力しあう職場環境を壊すものとなっている。

- ・評価は評価として、生活給に連動させないプラス評価で加算し、職員の昇任・配置については、能力や指導力に応じて適材・適所、公平・公正に行なうこと。
- ・昇格試験を受講する職員が少ないことから、管理職の待遇改善を行うこと。

③福祉を専門とする職員の募集と育成による市民サービスの向上を

福祉的対応が求められる機関は市役所内にとどまらず、児童相談所や学校園、社会福祉協議会やNPO、時には警察など多様な上、的確かつ迅速に他の機関につなげていくことが求められている。一方で、福祉関連の法律は年々複雑化し、専門職種の充実が欠かせなくなっている。川崎市では、人材育成に関する基本方針を策定し、それに沿って職員一人ひとりのキャリア形成、能力開発に対する支援を行い、福祉や技術などを専門とする人材育成に取り組んでいる。

- ・大津市でも技術系以外に、保健・医療など福祉を中心とした福祉専門職を募集・育成し、市民サービスの向上につなげること。

④嘱託・臨時職員の労働条件の改善を

- ・嘱託・臨時職員を定数化するとともに、サービス残業を根絶し、超過勤務手当は実態どおり支払うなど、賃金・労働時間などの労働条件を改善すること。

⑤女性管理職登用率の大幅引き上げを

後期行政改革プランでは、女性の管理職登用率は目標値2016年度10%に対し、2015年度現在4.5%と目標にはほど遠く、昇格試験を受ける職員も少ないのが現状である。

- ・政策、方針決定への女性の参画を促進するために、審議会等委員の改選時には所管課への働きかけを強め、早急に大幅な引き上げを図ること。
- ・働きやすい勤務環境をつくり、女性管理職登用率を大幅に引き上げること。

⑥非正規職員の待遇改善を

市の業務につく職員のうち、約4割が非正規労働者となっている。臨時的・補助的な業務に就いている場合も多いが、支所や福祉職場で正規職員が担うべき部署で同じような責任を担っ

ている非正規職員もいる。総務省は 2014 年、官製ワーキングプア（働く貧困層）と言われる地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善などを求め、一定の改善は行われたものの、非正規職員の待遇改善を図ることは職員同士の意思疎通やチームワークの上でも欠かすことはできない。

- ・非正規職員の待遇改善をいっそう進めること。

4. 地域経済を支える市内中小企業への支援を

①労働条件を義務づける「公契約条例」の制定を

建設業界では低賃金などの理由で若者の入職が減り、技術継承が危ぶまれる事態となっている。公共工事設計労務単価が平均で 8%引き上げられたものの、現場には充分反映されていないことなどから、公契約条例の制定を求める運動と世論は大きく広がっている。全国では、川崎市、相模原市などの政令指定都市を含む 11 自治体がすでに、条例を制定している。

- ・大津市においても、国任せにするのではなく、自治体の仕事を受注する企業に人間らしく働ける賃金と労働条件を義務づける「公契約条例」を制定すること。

②市内の中小零細事業者への発注強化を

- ・市発注の公共工事は、市民生活の向上とともに、地元中小零細企業の育成という観点に立ち取られるべきである。長引く不況下で、特にその期待は高まっている。引き続き、市内の中小業者に優先して発注できるよう努めること。

5. 災害に強いまちづくりを

①大津市原子力災害避難計画の周知を

- ・東日本大震災時の状況を考慮し、大津市原子力災害避難計画が策定された。今後も、国や県とも連携して最善の計画修正に努力するとともに、市民に対しても内容を周知できるよう、概要版を出すなど、手立てをとること。

②災害危険地域の周知と対策の促進を

- ・2014 年度末で土砂災害警戒区域等に指定されたのは、本市予定箇所 1195 のうち 594 箇所（約 50%）となっている。指定されていない箇所の調査を急ぐよう県に求めるとともに、ハザードマップの作成、住民への周知徹底を図ること。
- ・自主防災組織などの市民団体とともに地区防災計画の策定を進め、地域ごとの具体的な災害の危険性について明らかにするとともに、避難場所までの避難誘導についても具体的な方法を示すこと。

③各学区で地域防災計画を策定できるよう支援を強めること

頻発している局地的豪雨や台風、地震等による大規模災害が発生した場合には、市や消防などの行政機関だけでは対応に限界があり、一刻を争う人命の救護、避難などに対応するためには、各学区や自治会の自主防災組織の強化が欠かせない。東日本大震災を教訓に、災害対策基本法では市町村内の一定の地区を対象にした地区防災計画制度が新たに創設された。

- ・危機防災課とも連携して、各学区での地域防災計画が策定できるよう支援すること。

④市の指定避難所の再検討を

・市民センターの統廃合が検討されているが、高齢化にともない指定避難所までの避難が困難な状況にある地域については、第一次避難先となる自治会館についても市の指定避難所として検討すること。

⑤災害情報配信の強化を

台風による災害などの教訓を活かして、SNSなどの情報伝達・情報提供体制の拡充が行われてきた。一方で、SNSやICTなどの手段を持たない高齢者世帯には情報が届かないことが懸念されている。

・避難勧告などが確実に伝わるように、志賀地域などで活用していた防災無線の「受信端末」「戸別受信」等の設置を検討すること。

市民部

1. 市民生活を支える行政サービスの充実を

①コールセンター事業の中止を

職員の負担軽減と市民サービス向上につながるとされてきたコールセンター事業が7月から開始された。しかし開始早々、多くの苦情が寄せられている。本来、市民から寄せられる電話は、苦情、相談、要望など様々な用件であり、自治体職員が直接市民と対話してこそ市の施策にも反映でき、本来の市民サービスにつながるものである。民間に委託したコールセンターについては委託を中止し、市が直接、電話対応を行うこと。

②市民相談・支援体制の充実を

- ・市民相談は、時代のニーズや市民生活の実態などにあわせて相談体制の充実を図ること。
- ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が将来の社会的自立に向け取り組めるよう、地域社会で支援するための関係機関ネットワークの構築など体制を強化すること。
- ・現状に即した相談や福祉・雇用の支援を効果的に行えるよう早期に具体的施策を計画し、予算を増額すること。
- ・2016年度以降「子ども・若者育成支援法」に基づくネットワークの構築に努めるとされているが、若年無業者の就職や自立支援の相談業務を行っている大津若者サポートステーションの体制強化のための支援を充実させること。
- ・特に、職場体験や臨床心理士の面談にかかる費用を予算措置すること。

③地域の特性に応じた支所機能の充実を

- ・支所機能のあり方が検討されているが、地域防災の拠点としての役割など、担う重責からも支所長は正規職員に戻すこと。
- ・現場職員の声を反映して、各地域の特性に配慮した人員体制とすること。
- ・支所での窓口対応が複雑多岐になっていることから、身近なところで行政サービスが提供できるよう「基幹支所」としての機能付与の検討や職員研修を充実させること。

④斎場施設・葬儀ホールの利用促進を

斎場施設・葬儀ホールは市の施設として、市民が安心して利用できる施設運営や利用促進へ

指定管理者の指導を行うこと。

2. 地域安全・住民自治の発展の促進を

①詐欺・消費者被害から市民を守る取り組みを

振り込め詐欺、リフォーム詐欺や悪質商法など複雑・巧妙化する犯罪被害が後を絶たない。

- ・市民、特に高齢者への啓発活動をさらに強めること。
- ・実際に被害を食い止めるために、金融機関やその他機関との連携など、実効性のある被害の未然防止と拡大抑制の取り組みを積極的に進めること。

②防犯カメラの適切な設置・運用への体制づくりを

子どもが被害を受けるなど犯罪事件が多発していることから、防犯の補助的役割として街頭、商店などの防犯カメラの設置が進んでいる。店舗内等の監視カメラも含め、目的外使用などを規制する法律が存在せず、プライバシー権の侵害などの危険性が指摘されている。2012年には日弁連が規制案を示している。

- ・適切な人権保護を行うための規制法制定を国に求めること。
- ・市独自の規制条例の制定などを検討すること。
- ・当面、ガイドラインの見直しや適切な運用の指導・徹底を図ること。

③自治会活動の活性化に対する支援の拡充を

自治会活動や地域の自主防災活動などの拠点としての自治会館の整備に対し、補助金制度が設けられているが、新設だけでなく、増改築や資機材・備蓄品保管などの施設整備に総合的に活用できる補助制度の創設を検討すること。

- ・高齢化や防災の観点からも、市民の地域生活を支える自治会活動が重要となっている。自治会活動が行政の下請け機関となり、市民への負担の押し付けにならないようにすること。
- ・市民との協働の立場で自治会への加入促進の取り組みを支援すること。

④自衛隊に対する適切な対応を

自衛隊からの要請については、引き続き自治会への協力の押し付けを行わないこと。

3. 「市民が主人公」の立場に立った豊かな文化・スポーツのまちづくりの促進を

①市民が主人公の協働事業の充実を

・大津市協働提案制度は、地域課題や新たな市政課題の解決に向けて市民と共に施策を構築する制度として、テーマ設定や募集数においても市民の期待に応えられるよう、より市民の声を反映した制度へと充実させること。

- ・「市民任せ」ではなく、市の行政としての責任を後退させることのないよう取り組むこと。

②市民の文化・芸術活動を保障する施設運営を

市民が気軽に文化・芸術に親しめるように、市民会館などの文化施設運営の改善が求められている。

- ・市民福祉の向上・地域の文化振興などの社会教育を目的とする取り組みや、市が主催、共催また後援として参画する取り組みなどに対し、減免措置など財政的な支援を行うこと。
- ・減免制度の創設、キャンセル料の規定整備など市民本位の見直しを図ること。

- ・施設利用の区分設定や料金体系についても、利用者の利便を図れるよう見直すこと。

③スポーツ施設の整備、使いやすいシステムなど改善・充実の取り組みを

- ・滋賀県での国体開催が予定されているが、国や県に対して財政負担を求めること。
また、市として過度の負担とならないよう配慮しながら、必要な施設整備に努めること。

・市内の体育館などのスポーツ施設は、管理者が学校や市民部、公園緑地協会、また民間の指定管理事業者など様々であり、市民からは利用状況の確認や予約の申し込み先が分かりづらいとの声がある。市のホームページを活用するなど、市内スポーツ施設の予約一元化を実現すること。

- ・比良山岳センター並びにげんき村の老朽化に伴う施設改修を実施すること。
また、次期指定管理者選定に向け、安全で適正な管理運営が行えるよう支援すること。

4. いじめを乗り越え、安心して学べる学校・地域社会づくりを

①子どもの声に耳を傾け、成長を支える環境づくりを

子どもたちの問題行動の裏側には、「自分らしく生きたい」「本音で語り合える友だちがほしい」「生きづらさを受け止めてほしい」など前向きな願いもある。子どもたちの声に耳を傾け、子どもの社会参加を保障していくべきである。

・子どもの権利条約の精神に則り、あらゆる場面での子どもの発言を保障し、子ども同士や周囲の大人との相互の信頼、連帯感を深め、互いを理解し合えるよう、子どもが主体となった自主的な活動の時間を増やすこと。

・子どもたちには「楽しく学ぶ権利」「生命、生存、発達を守る権利」などがあり、子どもの最善の利益を守ることを、子どもたちをはじめ学校や家庭、地域にわかりやすく徹底するために、パンフレットなどを作成して普及すること。

②子どもの命最優先の原則の明確化―「子ども条例」の制定を

一人ひとりがかげがえのない存在である子どもが、人間として尊重され、育まれる社会の形成が求められている。市内中学生の自死を教訓に、「いじめ防止条例」を策定し取り組まれてきたが、現在の日本は、核家族化、地域連帯の希薄化等が進み、いじめや不登校、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は悪化の一途である。加えて、深刻化している「子どもの貧困」の背景には、親の雇用・労働条件、社会保障、児童の福祉、医療、教育のあり方など多分野にわたる問題がある。

- ・子どもの育成の基本理念を定め、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市の役割を明確にすること。
- ・市で取り組まれている子育て支援や、教育施策を体系立てた、憲法と子どもの権利条約を活かした「子ども条例」の制定を検討すること。

福祉子ども部

1. 子育て安心の施策充実へ

1) 子どもの権利を保障する就学前保育・教育の実施を

①子ども・子育て支援新制度による保育の後退をさせないための方策を

・新制度が施行され、多様な保育・教育の方策が実施されることとなったが、子どもの最善の利益を守ることを原則に、いずれの方策での保育・教育の実施であれ格差が生じることがないように公的責任を果たすこと。

・大津市が公民連携で作りあげてきた保育の水準を低下させることがないように、保育にあたる職員はすべて有資格者とする。

・保育士の確保のために労働環境の改善を図ること。そのために公民格差の解消も含めた予算の確保に努めること。

・処遇改善のためにルールをつくるなど目的に応じた適切な支援を行うこと。

・多様な保育・教育の実施に伴い、子どもたちの安全確保を最優先にすること。

・給食の外部委託は許さず、駅なか保育をはじめビル内、特に2階以上での保育室の設置は認めない、子どもたちがのびのびと遊ぶことができる園庭やそれに代わる場所の確保など、条例の適切な運用を行うこと。

・企業や株式会社などが経営する利益優先型の保育施設の進出が予想されるが、待機児童の解消は、保育を必要とする子どもの保育には認可保育所の整備を基本とし、民間任せで子どもの保育に格差を生み出すことは行わないこと。

②保育環境の充実を

・民間保育園の送迎用駐車場確保に支援を行うこと。

・保育料は応能負担を原則に、「払える」保育料とすること。

・子どもたちをめぐる生活環境が複雑・多様化する中で、公立・私立の保育園・幼稚園、児童館、公民館などの公共機関や、小児科医、民生児童委員、自治会など地域の諸機関が連携して、地域を基礎とした子どもの育ちと子育て支援を行うことが重要である。子育ての専門家が多くの公立の保育園・幼稚園を地域の子育て支援の拠点施設として、公立のまま、原則統廃合は行わず存続させること。

・税を原資として整備された市民の財産として、安易な民営化を行わないこと。

・3歳以上児の教育施設である公立幼稚園の役割を果たすために、保護者の切実なニーズに応え、公立幼稚園の3年保育を実施可能園から始めること。

2) 豊かな放課後を保障する児童クラブの充実を

・条例に規定されている設備及び運営の基準を満たすために、狭隘施設は専用区間面積の児童一人につき1.65平方メートルに近づけるよう整備の促進を図ること。

- ・手洗いやトイレなどは児童数に応じた施設整備・充実を進めること。
- ・子どもたちの豊かな保育を保障するために、指導員が働き続けることができ、生活できるよう指導員の労働条件のさらなる改善を図ること。
- ・在職者の雇用を守りながら指導員の正規職員化を進めること。
- ・2015年度より午後7時まで開設時間が延長されるが、延長保育など保育の充実にあたっては、現場の実態を把握し、指導員の労働強化につながらないよう体制を整えること。
- ・公立児童クラブの狭隘化の解消のため、民間保育園による児童クラブが開園されているが、保護者負担の軽減などにも配慮し、市として運営の支援を検討すること。
- ・適切な規制と指導を行い、どの子どもにも格差のない保育が実施できるようにすること。
- ・安心して障がい児が通うことができるよう職員の人員体制と質の向上を図ること。
- ・土曜日や長期休暇などでの昼食の状況調査を行い、昼食やおやつのあり方について検討を行うこと。

3) 地域で安心して子育てができる体制整備を

①児童虐待防止のための取り組み強化を

- ・児童虐待に対する社会的な認識が高まりつつあるが、全国的には子どもたちの命が奪われる事例が後を絶たない。子育てへの不安や心配に寄り添い、早期発見・早期対応のための相談・支援体制の充実を図ること。
- ・職員1人当たりの相談件数は、県内平均42件を大きく上回る75.3件となっている。また、正規職員の配置率は県下で最低である。子ども家庭相談員の正規職員化と増員を進めること。
- ・児童虐待の未然防止のため、行政と地域、関係機関の連携・協働を進め、情報共有や見守りの充実を図り、個々のケースに対応するネットワークを強化すること。
- ・CSP、CAP等の子育て支援の取り組みを、保育園・幼稚園等で目標を定めて実施すること。
- ・地域で孤立して子育てに悩む親や虐待に苦しむ子どもたちにとって、県の「子ども家庭相談センター」（児童相談所）が果たす役割は大きく、児童福祉司、児童心理士などの専門職との連携は重要であり、いっそうの連携強化を図ること。
- ・2016年度開設予定の大津市・高島市担当とされる子ども家庭相談センターについては、専門職の配置をはじめ、体制の充実を県に対し求めること。

②居場所づくり、支援体制を

- ・地域での子育てや子どもの貧困対策の拠点として、異年齢集団での活動体験など、児童館の取り組みを積極的に進めるとともに、地域の遊び場としてのプレイパークや子どもの居場所づくりなどの施設の計画的な整備を図ること。
- ・中高生などの居場所は、青少年の健全育成の観点からも高校中退の学び直し事業や体験活動、スポーツ、音楽などに取り組める場としての構想を、青少年課、福祉政策課など関係課や機関と協力して検討すること。

- ・これまで母子家庭や寡婦の福祉増進、生活向上のため活動を続けてこられた社会福祉法人「のぞみ会」が、それにふさわしい役割が担えるよう、県に対して支援を強めるよう求めるとともに、市としてできることを研究、支援すること。

2. 障がい者の権利条約を基本とした施策の充実を

1) 障がい者の権利保障を明確にした取り組みへ

①ノーマライゼーションの促進を

- ・障がい者福祉に携わる職員の専門性を高め、障がい者の権利を保障する立場を堅持できる人材育成に取り組むこと。
- ・すべての障がい者の相談支援計画を策定するにあたり、相談支援事業所、相談支援員の適切な配置や質の向上を図ること。
- ・発達障害及びその疑いのある子どもを対象として開設された「子ども発達相談センター」が、求められる役割を果たせるよう職員体制を充実すること。
- ・乳幼児期、学齢期、青年期以降もライフステージの移行に従って相談支援が実施され、支援が継続できる仕組みの確立に努めること。
- ・65歳以上になった障がい者については、一律に介護保険制度に移行するのではなく、高齢になっても地域で暮らし続けるために、継続して障がい者施策を使うことなど本人の選択の自由を尊重すること。

②障がい者の虐待防止の取り組みへ

- ・障害者虐待防止法に基づき、積極的な介入や改善の措置をとれるよう、障害者虐待防止センターの運営は市直営で、体制整備を強化すること。
- ・障害者差別解消法の施行（2016年4月）に向けて、啓発や相談体制、支援地域協議会の設置などの整備を進めるとともに、大津市として「合理的配慮」を踏まえた市内のハード・ソフト面の点検・改善を進めること。

③生活と自立の拠点となる障がい者施設の整備促進を

- ・乳幼児期に療育を必要とする児童が市内のどの地域に在住していても、適切に療育が受けられるよう職員や送迎バスなどの環境整備を図ること。
- ・重度障がい児や肢体不自由児を受け入れることができるよう施設整備を行うこと。
- ・緊急時にショートステイを安心して利用できるように、受け入れができる事業所を増やし、市独自で空きベッドの確保をすること。
- ・生活介護施設の整備を計画的に進めるとともに、行動障がい者の受け皿の整備を早急に行うこと。

④自立・地域生活を支える体制づくりを

- ・「自立訓練+就労移行支援」のシステムとしての「おおつならでは」事業については、将来的な見通しを持ちながら、関係機関と連携して拡充を図ること。
- ・市として障がい者の雇用拡大に努めるとともに、大津障害者働き・暮らし応援センターや大津若者サポートステーションとも連携し、一般企業にも障がい者雇用促進を働きかけること。また、自立した生活が送れる賃金が確保できるよう民間事業者に働きかけること。

- ・親の高齢化や障がいの重度化など個人の努力でどうすることもできない状況下においても安心して地域で生活ができるよう、拠点となる 24 時間対応のサポートセンターの設置を早急に行うこと。
 - ・グループホームに対し、個々の利用者のニーズに応じた職員配置、重度者への補助の充実など、積極的に支援すること。
 - ・すべての障がい者に対し、必要な車両を使った移動支援や日中一時支援の充実を図ること。
 - ・障がい者の単独行動でも公共交通機関の割引が受けられるよう、引き続き関係機関に積極的に働きかけること。
- ・災害時の要援護者支援を強化するため、障がい者の災害時の個別支援計画の作成を進め、事業所との連携、福祉避難所の設定など平時からの体制を整備すること。

2) 精神障がい者・難病患者の支援の充実へ

①精神障がい者施策の抜本的改善を

- ・障がい者施策の中で最も遅れた分野である精神障がい者施策の抜本的改善を図ること。
- ・とりわけ、通院治療・生活支援施策・働く場の保障など、安心して暮らせる施策の充実を図ること。

②難病患者への医療・福祉の充実を

- ・総合支援法により、難病患者も支援の対象となったが、制度が利用できない人たちも多くいる。国に制度改善を求めるとともに、制度の谷間にいる人が支援を受けられるよう、大津市独自の支援策を検討すること。
- ・厚労省の提案している医療費助成見直し案は、医療費助成の対象の難病を拡大し、自己負担を 3 割から 2 割に引き下げるなどする一方で、月々の医療費の上限額を引き上げる。これは、所得に関係なく住民税非課税世帯を含むすべての難病患者世帯に影響するものであり、安心して必要な医療が受けられるよう大津市独自の補助を行うこと。

3. 反貧困、人間らしい暮らし支援へ

1) 必要な人が必要な支援を受けられる生活保護制度の充実を

①生活保護基準引き上げを

2013 年度から生活保護基準の引き下げが強行されたが、厚労省の試算では受給世帯の 96% で支給額が削減され、子どもがいる世帯では約 10% の引き下げとなった。これは根拠のない生活保護基準の引き下げであるだけに留まらず、他制度への影響も大きく、賃金や社会保障の水準を低下させている。「貧困の連鎖」を防止するどころか拡大させた生活保護基準引き下げを少なくとも元に戻すよう国に求めること。

②市としての体制、支援の強化を

- ・新たな「生活保護法改正法」では、原則書面による申請と必要書類の添付が義務づけられ、扶養義務者に対する調査権限の強化などが定められたが、市民の申請意思を尊重し、申請権を侵害するようなことがないよう、恒常的に職員の資質向上を図ること。
- ・扶養照会や同意書の再提出など強制せず、申請者の事情を丁寧に聞き取り、配慮ある対応を行うこと。

- ・生活保護の申請が過去最高を更新する中で、職員 1 人当たり標準ケースワーク件数は 80 世帯であるにもかかわらず、大津市では 1 人で 120 件以上を担当している。自立支援に向けた丁寧な対応を保障するためには、一人当たりの受け持ち件数を標準に近づけることが急務であり、早急にケースワーカーの増員を行うこと。

2) 貧困問題解決への積極的な取り組みへ

- ・近年、一人暮らし世帯だけでなく複数世帯でも孤立死が発生している。電気ガス水道などのライフライン提供事業者は、滞納があり納付に応じない場合でも、利用者の生活状況を十分に把握したうえで必要な生活支援へとつなぐこと。

- ・最近の事例では、孤独死・孤立死した世帯が生活保護担当窓口相談に来ているが、その時にはさまざまな理由で申請をせず、支援を受けないまま衰弱して亡くなっているケースがある。相談に来られた時の条件で生活保護を受けられなくても、相談内容を記録し、その後の状況の変化を定期的に観察するなど丁寧な対応をすること。

- ・生活保護基準の見直しにより、今年度就学援助制度が受けられない人には、従前と同様の措置がとられることとなったが、他の制度でも保護廃止となる人が引き続き住民税非課税の場合には、厚生労働省の通知などを参考にして、影響する事業について従来と同様の扱いとするよう関係部局に働きかけること。

- ・原油価格の高騰などで困窮する世帯に対して、福祉灯油などの補助を実施すること。

- ・現在は、社会的包摂・絆再生事業として NPO がホームレス・住宅困窮者へのシェルターを運営しているが、戸数が限られており、生活拠点が必要とする生活困窮者がすぐに入れる状態にはなっていない。安定的に利用できる公的シェルターが求められており、市として設置を検討すること。

- ・生活困窮者のアセスメント（状況の整理と問題点の把握）、適切な支援機関へのつなぎ、継続してのフォローを関係機関と連携・協力しながら行う生活支援のためのワンストップの総合相談窓口を設置すること。

また、生活相談に来られる市民の背景には貧困だけでなく DV・虐待など複数の課題を抱えていることが多く、福祉専門の職員の配置を行うこと。

健康保険部

1. 地域で高齢者を支える介護制度の拡充

①介護保険制度の改善を

2014 年 6 月に成立した「医療・介護総合法」で、2015 年度から第 6 期介護保険事業計画がスタートした。その中身は国民の願いとは裏腹に、(1) 要支援者を介護保険給付から締め出す、(2) 特養ホームの入所資格を要介護 3 以上に限定、(3) 個人の所得 160 万円以上（年金収入 280 万円以上）は制度開始以来はじめて 2015 年 8 月から利用料を 1 割から 2 割へ 2 倍に引き上げ、(4) 低所得者が介護施設を利用する場合の食費・居住費を軽減する「補足給付」の打ち切り、縮小等である。介護制度の大改悪がいつそう進むことになった。

- ・介護を必要とする高齢者の実態に逆行するような制度の改悪は撤回するよう国に求めること。
- ・介護保険料に対する国庫負担は20%と調整交付金の5%に分けられているが、国としての介護への責任を持ち、国民の負担を抑えるために、国に対して国庫負担金を30%に引き上げるよう求めること。
- ・2015年度は国の制度として保険料が減額されたが、高齢者の生活実態からはまったく不十分である。さらなる保険料の減額と利用料減免制度の創設を国に求めること。
- ・国に対し、広域化の中止を求めること。
- ・在宅サービスを制限している要介護認定や利用限度額を廃止し、現場の専門家の判断で介護を提供できる制度へ、国に改善を求めること。

②市として安心の介護保険制度へ改善を

社会保障審議会の介護保険部会で、要支援1・2の人を保険給付の対象から外して、市町村任せの事業にすることや、特別養護老人ホームに入所できる人は「要介護3」以上に限定すること、また所得によって介護保険の利用料を2倍に引き上げることや、低所得者でも預貯金や不動産があれば施設の居住費・食費の補助をなくすなど、制度が大きく改悪されることとなった。

- ・市は保険者としての責任を果たし、必要なサービスが提供できるように取り組むこと。
- ・介護認定に当たって、現状は認定に1ヶ月以上かかっている。認定の体制、職員を増員するなど必要な介護サービスが早期に利用できるように認定作業の改善を行うこと。
- ・青森市では第6期の保険料については一般財源を投入して据え置いている。高齢者にとって大変重い負担となっている介護保険料を、一般財源を投入して引き下げること。県に対しては県基金の活用も求めること。
- ・低所得者ほど1割負担が重たくサービスの利用控えがある。低所得者への利用料減免制度を創設すること。
- ・介護サービス利用者に対して、保険料決定通知などの際に「障害者控除認定書」の周知徹底を図り、さらに利用しやすい制度とすること。

③介護労働者や事業者支援で安定したサービス提供を

訪問介護の生活援助の基準時間の短縮で、細切れ・駆け足介護をせまられ、利用者の体調の変化に気づきにくいなど深刻な問題となっている。また介護報酬が約2割減となったことで、労働条件が悪化し人材不足が慢性化し、事業から撤退する介護事業所なども出ている。

- ・生活援助の時間短縮を撤回することや、介護保険料や利用料が上がることのないよう事業所に対する介護報酬の引き上げ、介護労働者の処遇改善を行うよう、国に求めること。
- ・2017年4月から市町村が独自に実施する「新たな介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されるが、制度移行後も高齢者が安心して在宅生活を送ることができる体制を整備し、サービスの水準を低下させないようにすること。
- ・総合事業を行う事業所等の人員、運営、単価などの基準は、市の裁量となる。現行サービス水準を下回らない適切なサービスが提供されるよう、人員、運営、単価などの基準を定めること。

④介護施設の整備・拡充を

- ・第6期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で示された目標数に加え、前計画期間内に充足できなかった認知症対応型通所介護施設4か所、複合型サービス2か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護2か所の施設整備を実施すること。
- ・深刻な待機者の解消のために国に財政支援を求めること。
- ・特別養護老人ホーム、小規模・多機能施設、グループホーム等の増設を行い、必要な介護サービスが受けられる基盤整備を図ること。

⑤地域で高齢者を支える体制の整備を

- ・高齢者の社会的孤立や孤独死に加え、近年、認知症高齢者の交通事故も社会問題化している。市では独居高齢者の見守りを市社協が民生委員の協力で行っており、さらに専門機関等と連携を図りながら、高齢者を見守る体制の強化を図ること。
 - ・高齢化の進展や課題の多様化による民生委員への負担が大きくなっている。見守りや相談対応について、地域の関係機関によるネットワークを広げること。
 - ・高齢者の交通事故対策には、自家用車に変わる市民の足となる公共交通の充実が欠かせない。志賀地域でデマンドタクシーの試行運転が始まった。高齢者の外出支援策として市内全域に拡充できるよう、建設部とも連携して、福祉的な補助を検討すること。
 - ・介護の困難などから高齢者の虐待被害が増加し、全国的にも高齢者の死亡という最悪の事態まで起きている。高齢者虐待相談窓口の周知・啓発、さらには体制の充実を図ること。
 - ・地域包括支援センターは、生活圏域での相談拠点として益々その役割が問われている。15所への整備と共に、今後も市が直接運営すること。
 - ・近年の高齢者の孤独死・孤立死を防ぐために、引き続き市として独居高齢者の実態調査を行うこと。
 - ・市の事業に安上がりの民間委託や指定管理者の導入などが増え、シルバー人材センターへの委託対象事業が減少し、委託契約においては単価の切り下げが行われている。委託料についてはダンピングがされないように適正な労務単価を設定すること。
- また、昨今の厳しい生活実態から生活支援としての役割も大きいことから、技能習得への支援や、引き続き仕事の拡充に努めること。

2. 命と健康を守る国民健康保険・後期高齢者医療の運営改善へ

1) 市民の命を守る国民健康保険の運営を

①安心して医療にかかれるよう負担軽減を

- ・依然として被保険者の所得に対する負担は大きく、保険料が上がれば収納率が下がるという負の連鎖も懸念される。引き続き、国に国庫負担率の増額を要求するとともに、保険料の引き下げを行うこと。
- ・2018年度から国保制度の都道府県化が予定されているが、負担増にならないよう市の独自事業は継続するとともに、国・県に対し財源確保を行うよう求めること。

・昨年度から国保料の「生活困窮者減免制度」が創設された。しかし、減免の適用条件は「世帯全員の預貯金の合計が生活保護基準額の1.1倍未満」や「公私の扶助を受けている」「過年度の保険料に未納がない」などあまりにも厳しく、制度を利用できるのはごくわずかな世帯に限られている。

- ・「世帯全員の預貯金の合計」の基準を大幅に緩和するとともに、「公私の扶助を受けている」「過年度の保険料に未納がない」ことを条件から外し、国保料通知や広報、ポスター、ホームページ等を使い、市民にわかりやすく周知すること。

- ・滞納徴収が厳しくなり、差し押さえの件数が増加している。滞納者の実態を把握し、連絡が取れないのを理由に一律に悪質滞納者として差し押さえを行うことがないようにすること。

- ・払いたくても払えない生活困窮者には、滞納処分の執行停止や「給与や年金」など生活費が入っている預貯金の差し押さえはしないこと。

- ・国保法第 44 条の窓口での一部負担金免除制度について、引き続き周知徹底を図ること。

また、適用基準については、生活保護基準の 1.2 倍以下の収入とし、収入以外の条件を設けないこと。

②医療を受ける権利を保障する制度運営へ

国保は保険料を払った見返りに受診できるとする「相互扶助制度」ではなく、憲法 25 条に保障される基本的人権であり、すべての人がお金のあなしに関わらず医療にかかる「社会保障制度」である。資格証明書を交付された被保険者の受診率は一般被保険者に比べ 53 分の 1 であった（2007 年全国保険医団体連合会発表）。

- ・受診抑制により重篤になることを避けるために、滞納世帯への国保資格証明書の交付を止め、丁寧な納付相談を行うこと。

- ・「払える資力があるのに払わない人」なのか「少ない所得に対して高すぎる保険料を払えなくなった人」なのかを把握し、面会できない世帯に対しても機械的な資格証の交付をせず、短期証は郵送すること。

- ・特定健診の受診率を向上させることは市民の健康増進を図り、医療費の削減に効果があると考えられるが、現在のところ医療費の顕著な削減は認められていない。

- ・国保会計での負担を減らすために、特定健診の財源を一般会計から繰り入れること。

- ・特定健診については従来の眼底検査もあわせて実施し、受診率を引き上げる取り組みを強めること。

- ・希望者には人間ドックの補助を実施すること。

- ・これまで直営で運営されてきた、国民健康保険葛川診療所の医師確保が困難となっている。当面、大津市民病院や近隣病院と連携して葛川地域での診療を行うこと。

2) 市独自助成の継続と高齢者医療改善の取り組みを

- ・高齢者を差別し、連続的な負担増をもたらす後期高齢者医療制度は廃止して、高齢者の医療受給権を保障する新たな高齢者医療制度を国に求めること。

- ・後期高齢者医療連合議会では、高齢者の生活実態から、これ以上の保険料引き上げは行わないよう市として主張すること。

- ・高齢者の福祉医療費助成事業は、65～69 歳までの低所得者については医療費の本人負担割合が 1 割だったものが 2 割へと改悪されることになり、その負担は非常に大きく、暮らしに打撃を与えている。県に対して継続して補助を行うよう求めるとともに、市独自で本人負担割合 1

割の医療費助成制度を続けること。

・はり、きゅう、マッサージ医療費助成事業について、月 2 回無料で受けられていた施術が、月 1 回へと削減されるたが、介護予防のためにも削減を撤回すること。

3. 市民が健やかな生活を送れる体制づくりを

①医療・福祉の効果的なネットワーク強化へ

高齢化社会の中で、医療・福祉・介護を切れ目なく提供する体制整備が求められている。

- ・包括支援センター（すこやか相談所、あんしん長寿相談所）などが地域の核となってネットワークの構築ができるように、直営で整備を進め、必要な人員の配置や予算の確保を図ること。
- ・国に対しても、地域支援事業に対する財政的な負担を求めること。

②各種検診事業の推進など予防医療の充実

・一般健康診査をはじめ、各種検診の受診率向上は大きな課題である。よりいっそう取り組みを強め、受診率向上のプログラムを策定すること。

また、普段から定期的に医療機関で受診している人については、特定健診の受診の枠内に組み込むこと。

③自殺対策の推進

近年、うつ病による自殺が増加している。うつ病などの精神疾患は、本人に自覚がない場合が多く、体のだるさや不調を訴えて内科などの一般診療科を受診するが、「特に異常なし」とされて重症化し自殺に至るケースがある。

・これを防ぐために、一般診療科を受診した場合でも医師がうつ病の症状と判断した場合、精神科医にすぐに繋げるネットワークをつくる「大津 GP ネット」の取り組みを支援すること。

精神疾患による自殺者のうち、働く若年層の割合が半数を超えた。パワハラ、長時間労働が増えメンタルヘルスを壊している。医療的課題というよりも労働環境の改善が喫緊の課題となっている。

・公・民を問わず、職場環境改善のため産業観光部などとも連携し、長時間労働・過重労働をなくすための取り組みを強化するとともに、職場復帰への理解を促進することにも取り組むこと。

・不安定雇用、無職者に精神疾患を患う人が増えていることから、安定的に働くことができる職場を抜本的に増やすため、ハローワークなどと連携して対策を検討すること。

④子どもの医療費無料制度の拡大を

ひとり親家庭や保護者の不安定雇用などで、子どもの貧困が広がっている。また、所得に占める保険料の割合が高くて国保料が払えない世帯が増えており、18 歳までは短期証が交付されているが、3 割の自己負担が大きく受診抑制につながっている。

県下では 19 市町のうち、12 市町が中学校卒業まで自己負担なしの医療費助成を実施しており、大津市でも小学校卒業までの子どもの医療費無料化を早期に実施し、中学校卒業まで段階的に拡充すること。

同時に、県の制度として拡充を図るよう県に求めること。

⑤乳幼児健診は直営で実施を

子どもたちの発達を大切にしてきた大津市ならではの乳幼児健診は、全国でも先進として評価されてきたが、市は現在、外部委託の検討事業にあげている。

安心の子育て、子どもたちの健やかな成長に欠かせない事業として、保護者や関係者との共同でさらに発展させ、市の責任の下、直営で実施すること。

⑥食の安全確保への取り組み強化を

アメリカは従前から、残留農薬の基準緩和などを求めており、すでに BSE 検査は撤廃となっている。日本で認められている食品添加物は 832 種類だが、アメリカは 3,000 種類となっており、TPP への参加により、「食の安全」はさらに守られない事態となることが考えられる。また、食品への放射能の残留など今後も危惧される状況であり、食品安全の検査態勢の強化に努めること。

⑦人と動物の豊かな共生社会に向けた取り組みを 【動物愛護センター】

動物愛護法が改正され、人と動物が共生する豊かな社会の実現に向け、滋賀県動物愛護管理推進計画が改定された。適正飼養や終生飼養の徹底、安全で快適な飼養保管環境の確保、災害発生時の動物救護体制の充実を基本方針とし、各種事業に取り組むことにより、致死処分ゼロに向けて収容動物数の減少を図るとしている。

- ・大津市でも、致死処分ゼロを目標とし、動物福祉の観点から各種事業に取り組むこと。
- ・販売事業者などへの立ち入り検査や幼齢犬猫の販売制限等指導を徹底すること。
- ・市民団体や獣医師会と連携を図り、動物の健康及び安全の保持など動物愛護の普及啓発や犬・猫の飼養期間を延ばし譲渡率の向上を目指すこと。
- ・災害発生時のペットの同行避難や一時保護収容のための仕組みづくりを充実させること。
- ・地域猫活動支援事業は、広報も含め引き続き積極的に取り組むこと。

産業観光部

1. 地域経済活性化への取り組み強化を

①呼び込み型の企業立地促進助成制度ではなく、内発的な地域経済活性化策の強化を

- ・企業立地促進助成制度の地域経済・雇用の活性化という目的に照らした制度のあり方を検討し、見直しを行うこと。
- ・資力のある大企業ではなく、地域経済を支える中小事業者が利用しやすく、地域への再投資が期待できる効果的な制度へと事業を変更すること。

②地域経済の主役である中小事業者応援の施策充実を

- ・地域経済の主役である中小事業者を支え、応援することが市内の経済の循環を取り戻すカギとなる。昨年度から取り組んでいる中小企業の実態調査の結果や中小事業者の声を反映し、中小企業振興の理念やビジョンを明らかにして「中小企業振興条例」策定に取り組むこと。
- ・中小企業振興計画は、中小企業と協働で自律的な地域経済の発展をめざし、具体的な支援策を盛り込んだものとする。
- ・住宅等改修助成制度は、経済波及効果の実証が積み重ねられており、その効果を公表し、予

算を増額すること。

- ・住宅等改修助成制度は、市民が使いやすい制度として、手続きの簡素化や、応募期間を通年にするなど検討すること。
- ・住宅等改修助成制度は、緊急経済対策の一環という位置付けから、地域経済対策の中心的施策として位置付け、市内事業者と協働して恒常的に実施していくこと。

全国に385万ある中小企業のうち、9割を占める小規模事業者は、地域の経済、雇用を支える重要な存在であり、その活力を発揮させることが経済の好循環を広げる。小規模事業者をめぐる環境が悪化しているもとで、小規模企業振興基本法の成立を受け、市として支援を強化することが求められている。

- ・事業者が持続的に発展するため、経営のノウハウや地域資源の活用、販路拡大などの支援体制を整備すること。
- ・群馬県高崎市で実施されている店舗改装や備品購入に対する補助で事業の継続を支援する「商店街リフォーム制度」の創設を検討すること。

③雇用を守り、就労支援を充実させる取り組みの拡充を

- ・相次ぐ企業の大規模な人員整理などの企業行動の地域経済へ与える影響は多大であり、市として、市内企業の社会的責任を求めていくこと。
- ・平時より定期的に企業の動向について情報収集を行ったり、地域経済に影響を及ぼす企業行動については、事前の協議など市としての独自の取り組みを検討すること。

若者をはじめ働く人を、過酷な労働に追い立て、モノのように「使い捨て」「使いつぶす」ブラック企業が社会問題となっている。

- ・違法なサービス残業の根絶やパワハラへの規制など、ブラック企業対策にとどまらず、多くの労働者に共通する問題を解決するために、関係機関と連携して情報収集を行い、適切な情報提供に努めること。
- ・労働条件や職場環境が求職者（就職活動を行う学生・生徒を含む）に正しく情報提供されるよう、関係機関に働きかけること。

高校・大学の新卒者の就職環境は回復傾向もみられるが、総じて非正規など不安定雇用が多く、依然として厳しい状況である。市の「学生就職面接会」や企業訪問などは、優秀な人材を市内の中小事業者が採用できる機会の提供であり、学生にとっても生き甲斐・やり甲斐をもって働くことができる企業と出会える場として貴重なものとなっている。

- ・回数を増やすなど、適切な情報提供ができるよう関係機関と連携して、さらなる体制や内容の充実を図ること。
- ・安心して安定的に働くことができるよう、労働者の権利や雇用契約に関する学習の機会の提供などにも取り組むこと。

④観光振興で地域の力を引き出すこと

- ・和邇インターに道の駅「妹子の里」がオープンした。地場製品の販売、特産品の開発、観光地案内など地域振興の拠点として、役割が発揮できるよう支援すること。
- ・6次産業化について、4月から龍谷大学農学部とも連携し、伝統野菜の復活とブランド化が行われている。2016年度以降の取り組みとして、6次産業化戦略・構想の策定があげられてい

るが、農産物のみならず、地域の歴史や特色を生かした魅力ある特産品づくりと有効な販売戦略で、地域活性化につながるよう支援すること。

- ・ 天津市の観光振興を推進するために、市内の各地域の特色を生かし取り組めるように、(公社)びわ湖大津観光協会と地域の観光協会のそれぞれの役割を明らかにしながら、それぞれの役割やあり方について検討すること。

- ・ 登山愛好家が年々増加し、特に中高年、女性の登山人口が急増している。同時に山岳遭難事故も多発する傾向にある。地元山岳連盟や関係団体との協力・連携を強化し、現状把握と、安全な登山が楽しめるよう登山道、案内板などの整備を図ること。

2. 農業振興と食の安全、安心確保を

1) 自給率向上を目指した農林水産業の振興を

①TPP からの撤退と自給率向上強化を国に求めること

TPP への参加は、農産物の完全自由化のみならず医療や食の安全、保険や金融など国民生活のあらゆる分野に重大な影響を及ぼすことが危惧される。とりわけ日本の農業を支える家族経営の農家には壊滅的な打撃を与え、日本の食料主権の障害となることは明白である。

- ・ 地域経済、農業など市民生活への影響を鑑み、国に対し TPP からの撤退を求め、食料自給率向上のための取り組みの強化を求めること。

②地産地消の推進を

食の安全・安心が求められ、食料自給率を引き上げることは重要な課題である。

- ・ 地域農業活性化に向け、地産地消の取り組みを進めること。

- ・ 特に、食育の観点から、教育委員会とも連携し学校給食への地元食材の利用を推進すること。

③地域農業を壊す農業委員会の規制緩和に反対すること

- ・ 企業の農地取得に道を開き、地域農業者の声を反映できなくなる農業委員会の解体や、首長による専任制、委員削減に反対すること。

④市街地農地保全策の検討を

- ・ 市街地農地を守るため、農地の固定資産税は農地課税に、相続税の評価は農業投資価格を基本にして、宅地並み課税を廃止するなど「都市農業振興法」(仮称)の制定を国に求めること。

- ・ 当面、生産緑地の要件を緩和し、相続税納税猶予の制度を維持しつつ、市民に開かれたファミリー農園などに適用できるように国に求めること。

- ・ ファミリー農園は、市街化区域 4 か所 210 区画が利用されているが、団塊世代を中心に市民農園利用の希望が多くなっている。耕作放棄地や遊休市有地等の活用、新たな農園用地の借り上げで、ファミリー農園を拡充すること。

⑤新規就農者への支援策の拡充を

青年層や定年退職者層に、新規の就農に意欲をもつ人が増えている一方、高齢化と後継者難で廃業を余儀なくされる農業者が今後加速度的に増えることが予想される。

- ・ 新規就農者が安心して農業に踏み出せるように、農業委員会や JA など関係機関との連携・協力による施設・設備の整備や技術面への支援策のみならず、相談体制も充実させること。

⑥鳥獣害対策への補助継続を

- ・鳥獣被害の防止について、国に対し継続した事業の推進を求めること。
- ・昨年度実施した生息・行動調査に基づいた有効な手立てを検討すること。

⑦葛川地域の活性化を

- ・市内で唯一、限界集落となっている葛川地域の活性化に向け、多部局で連携して、空き家を活用した移住募集、地域資源を生かした活性化策、鳥獣外対策などを行うこと。
- ・これらに取り組む住民団体などに補助を検討すること。

2) 市民本位の公設卸売市場のあり方検討を

- ・市場を取り巻く環境は厳しく、民営化に向けた検討がされているが、農業振興、地産地消を推進し、食の安全や適正価格など市民の安心と安定した供給の役割が果たせるよう検討を行うこと。
- ・市場で働く人たちの雇用条件が低下することのないよう、入場業者をはじめ市場関係者とも連携を強化しながら丁寧な協議を行うこと。

環境部

1. ごみ減量を進め、自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を

1) 減量・リサイクルの本格的な取り組みと環境整備を

①ごみの分別と減量の促進を

- ・次代を担う子どもたちに豊かな環境を引き継いでいくことを目指し、ごみ業量の基本である3Rはもとより、Refuse リフューズ（購入抑制）Regenerate リジェネレート（再生品の使用）を加えた5Rの推進・啓発により、「ごみ」そのものの発生・排出を抑制すること。
- ・事業系食品残渣（ざんさ）の再利用、特に給食残渣の利用検討を進めること。
- ・子どもから大人までのそれぞれの年齢層に応じ、様々な場所で環境教育を実施し、環境問題に積極的に取り組むこと。
- ・リユースセンターを拠点として、リサイクル・リユースへの啓発を進めること。
- ・廃棄自転車を再生しレンタサイクルに活用することや、小型家電や家具のリサイクル・リユースを進めるなど、新たな仕組みづくりを検討すること。
- ・小型家電リサイクルについては、市民の利便性を追求し、効果的な回収方法を検討すること。
- ・蛍光灯などの有害廃棄物の店頭回収を引き続き推進することや、さらなる刈草剪定枝の回収および再生堆肥化を推進すること。
- ・志賀地域で行っている生ごみの堆肥化事業の拡大を検討すること。

②施設整備のあり方について

ごみ焼却炉の建設について、DBO方式での焼却炉メーカー選定を2016年度末までに決定することが予定されている。新施設には、高効率発電施設を備えることから、プラスチック製容器包装の処理について、現在の容器包装リサイクル協会へ引き渡すマテリアルリサイクルから、燃やせるごみと合わせて焼却し発電するサーマルリサイクルへの方式への移行が検討されて

いる。焼却に戻す理由について市民負担の軽減をあげているが、これは、これまでの市民と行政との協働をないがしろにするものである。ごみ焼却による発電は、90%近くを大気中に捨てることになり効率も悪く、ダイオキシンや重金属類の発生の危険性も危惧される。

- ・市民との協働で分別をさらに広げ、廃プラスチックについては焼却しないこと。
- ・価格の妥当性や完成後 20 年を超える安全な管理運営を担保できるよう、焼却施設の運転管理をチェックするための必要な技術的知識や専門性を持った職員の育成・確保に努め、公の責務を果たす体制を確保すること。

- ・地区環境整備事業について、自治会・連合会などに対する新たな補助基準を設けられたが、地域から寄せられる事業の要望に対し、透明性・公平性についてはいまだ不十分である。市として主体性を持って、他の補助事業との整合性の観点からもさらに見直しを検討すること。

2) 産廃不法投棄等に対する環境保全対策の強化を

①産業廃棄物不法投棄防止の強化を

- ・現在、許可を受けて搬入している事業所に対し、展開検査を強化させ、市としての立ち入り調査を強化すること。
- ・市職員が退職前 5 年に従事していた職務に関する事項で 3 年間の営業自粛が行われているが、産業廃棄物不法投棄への指導や規制を強めるためにも、廃棄物事業者への職員の再就職は、禁止すること。
- ・過去の不法投棄事案の早期解決に向けた取り組みを行うこと。

②土砂条例のさらなる改正の検討を

- ・2014 年 7 月に土砂条例などが改正・施行されたが、農地法による嵩上げの許可を必要とする面積は従前のままである。優良農地の嵩上げを理由とした不適切処理が散見されることから、許可基準について再検討を行うこと。
- ・過去に行われた違法な残土処分場の早期解決を図ること。
- ・伊香立南庄町の埋立地は、今後も定期的に監視・土壌・水質検査を行い、住民の不安解消に努めること。

③汚染土壌処理事業の情報公開の強化を

利害関係者への情報公開などが指導されているが、残土処分、産業廃棄物処理を同一の事業者が行っており、市民からの懸念が払拭されているとは言えない。情報公開請求があればその都度応じるとしているが、搬出事業所、搬入期間、搬入方法、搬入量、含有物質、処理方法など、定期的に議会への提出を義務づけること。

2. 環境保全対策の充実・強化を

①地球温暖化防止対策の強化を

地球環境保全だけでなく、防災の面からもエネルギーの地産地消が求められている。

- ・琵琶湖を抱える大津市として、再生可能エネルギーを推進する環境都市推進施策を強化すること。
- ・太陽光パネル設置補助などの支援の予算を増額するとともに、他市で行われているように、小水力や風力などにも対象を広げ、市民・事業者・行政が協力して地域全体での自然エネルギー

一推進施策を進めること。

- ・電力会社が送配電設備コストを理由として電力買取を拒否する傾向が強まっているが、国に対して適切な指導を行うよう求めるとともに、固定価格買取制度の継続を図るよう求めること。
- ・原子力発電に依存しない社会をめざすとともに低炭素社会へ引き続き節電に取り組むこと。
- ・夏期・冬期の節電対策として、引き続き公共施設開放を積極的に進めること。

②びわ湖と自然環境の保全への積極的取り組みを

琵琶湖の水質は横ばいと言われているが、大津市内の一部の河川（総門川など）では、依然として悪臭や汚濁などが見られる。

- ・水質や臭気など必要な規制基準はクリアしているとのことだが、さらに積極的な改善策を提起して規制を行うこと。

湖辺に打ち寄せられた藻が悪臭を放つなどの苦情が多く寄せられている。特に、近年問題となっているオオバナミズキンバイは4年で460倍増えると言われ、魚の産卵場所を奪うなど、様々な懸念が寄せられている。

- ・県による刈り取り事業と連携し、市としても独自の回収事業を行うなど取り組みを強化すること。

ぜんそくやがんなどを引き起こすと言われている「PM2.5」（微小粒子状物質）の対策として、2009年9月に環境基準が設定され、測定場所が石山・逢坂・堅田の3か所に増やされた。

- ・さらに志賀地域にも測定局を増やし、観測態勢の強化と市民への情報提供に努めること。

都市計画部

1. 住宅耐震診断・改修促進のための支援強化を

地震災害から住民の命を守るための住宅の耐震化が急務になっている。大津市既存建築物耐震改修促進計画によると、住宅の耐震化率を2015年度には90%にする計画であるが現在の進捗率は89%であり、新たな計画策定でも、目標達成に向けたさらなる木造住宅の耐震化促進のため、いっそうの施策の充実が必要である。

- ・市民の住宅耐震に対する意識向上の取り組みとして、啓発のための個別訪問や、耐震診断の継続と耐震工事につながるように耐震費用・工事の内容について相談が出来る無料見積もりなど、耐震サポート事業の実施、個人住宅の耐震改修への補助制度の拡充をすること。

2. 住みやすい市営住宅の整備を

・公共施設適正化計画で市営住宅も減らす方向であるが、生活困窮者のセーフティネットとしての役割からも、市営住宅の削減計画を見直し、実態を調査して必要な公営住宅の量が確保できる計画にすること。

・耐用年数が過ぎて生活環境が悪化している石山団地の建て替えが先延ばしされている。早急に着手し、老朽化した団地の居住環境の改善を進めること。

・市営住宅の工事にあたっては、PFI工法や一括発注などでは労働者の待遇が引き下げられるおそれがあり、地元事業者育成の観点からも行わないこと。

3. 市営住宅の管理運営のあり方の見直しへ

- ・入居の際の保証人制度は、2013年度から見直しされ保証人2名から1名に変更されたが、保証人制度を必要としないよう見直しを検討すること。
- ・高齢化が進む市営住宅では自治会組織が運営出来なくなるなど、環境整備、管理運営に支障をきたす事態も生まれてきている。市として住民の管理運営を支援する取り組みを進めること。
- ・親子間の入居継承は、入居者の生活状況、声を聞き、機械的な対応をしないこと。
また、今後この施策を進める中で基準の見直しも検討すること。
- ・住民の間で犬、猫など動物をめぐるトラブルが起こっている。トラブルに対する相談、支援をすること。
- ・火災報知器の設置については、設置が義務化され住民の生命、財産を守る観点から住宅の設備として市が費用・設置工事に責任を持つこと。

4. 空き地・空き家対策の推進を

- ・空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、関係13課による「空き家等問題対策推進会議」で課題の共有と対策への取り組みが始まったが、これまでの成果を分析しながら利活用も含めた全般的な対策を立て進めること。
- ・新規起業などが参入しやすくするよう援助し、地域経済の活性につなげること。

5. 液状化・地滑り地域の対策を

- ・2010年度から液状化・大規模盛り土などの調査が行われているが、地震や予想を超える集中豪雨などが多くなっている中で、情報提供や県とも連携した対策を強めていくこと。

6. 市街地農地保全策の検討を

- ・市街地農地は都市環境の保全にとっても重要な役割を担っており、農地の減少を止めるためにも、農地の固定資産税を農地課税に、相続税の評価は農業投資価格を基本にして宅地並み課税を廃止するなど、都市農業を振興させる法の制定を国に求めること。
- ・市民農園などにも適用出来るように求めること。

- ・市街化調整区域において、資材置き場や産業廃棄物処理施設など他の土地利用への転換が行われた結果、森林や農地の保全、景観の維持が困難となっている事例が見受けられる。町田市などのように、市独自の規制誘導策を導入して、市街化調整区域や周辺の環境、景観維持に努めること。

7. 景観保全と風格のあるまちづくりのため、建物の高さ規制の推進を

- ・景観保全のための商業地域への高度地区の指定は、積極的な前進となっている。
- ・大津の歴史ある町並みを守るため、町並み協定や景観協定、地区計画などを策定し、市民と協働した取り組みで景観保全をいっそう進めること。

8. 市の所有する未活用土地の活用を

- ・長年売却も出来ず活用されていない土地について、周辺住民との合意形成をもとにして、利活用に努めること。

9. 歴史的な町家・街道を生かしたまちづくりへ

- ・街道沿いの景観保全の取り組みや地区計画の推進などで「まち」の美観を向上させ、観光事業などとも連携してまちづくりを前進させることは重要である。現在の歴史的資源を活用した市内各地での取り組みを引き続き積極的に支援・推進し、大津のよさを広めること。
- ・他市でも取り組まれている屋外広告物規制の重点地域の拡大など、景観保全の取り組みを進めること。

10. 住民本位の区画整理事業の推進を

- 区画整理事業による良好なまちづくりを進めることは意味があると考えますが、その地域で農業を続けたいという地権者にとって、地価の上昇で固定資産税などが増大すれば農業を続けることが困難になる。
- ・負担軽減措置など地方税法や市税条例および規則で規定されているとのことであるが、実際に農業を続けることが困難な地権者がいないか調査・検討を行うこと。
- ・区画整理事業の取り組みにあたっては、追加的な市の負担が増大しないよう適切な事業の進捗管理を行うこと。

11. 適切な公園・広場の維持管理の徹底を

- ・公園の遊具の老朽化・破損は、子ども達が怪我をする危険がある。遊具の点検を順次行うことや市民・管理者からの声があれば速やかに修繕を行うこと。
- ・公園の清掃などは公園愛護会に行っているが、広場など草が伸びて見苦しくなっているとの声も寄せられており、市民目線、観光促進の観点からも予算の増額を行い、適切な維持管理を進めること。

12. ふれあいスポーツセンターの運営改善を

- ・障がい者も健常者も、ともに気軽にスポーツに親しむことができることを目的とした施設として、役割を果たすことができるよう利用者の声を反映した運営を進めること。
- ・施設の役割を果たすためにも、指定管理者制度の導入を止め、障がい者福祉に知見をもつ団体などに運営を委託するなど、管理運営について再検討すること。

建設部

1. 地域公共交通の充実を

- 交通空白地域・交通不便地域が増えている中で、地域公共交通を充実させ、市民の交通権を保障することが求められている。
- ・志賀地域においてデマンドタクシーの実証運行が開始されたが、大津市内を小さな地域に分けてコミュニティバスやデマンドタクシーなどの検討を進めること。
- ・住民による助け合い事業が行われている地域があるが、市民と行政の協働の取り組みとして、事業に対する補助を行うこと。
- ・葛川地域は国により豪雪地帯として認定されているが、限界集落となっており、私道や屋根の雪下ろし作業など、集落内の自助共助が限界となっている。滋賀県とも連携し、私道や歩道の除雪も行うこと。

2. 道路、鉄道などのバリアフリー化の促進へ

- ・志賀地域にある JR 駅は、市としてバリアフリー基本構想に引き続き位置付けて年次的にエレベータ設置の取り組みを進めること。
- ・とりわけ近江舞子駅は具体的計画も出来ており、一刻も早い実現に向けて JR や国・県など関係機関に働きかけること。
- ・市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするため、駅のバリアフリー化・トイレの整備・駐輪場の設置など、条件整備が一段と進むよう引き続き計画的に支援を行うこと。
- ・生活道路のバリアフリー化は市民の安全な生活にとって重要なことで、市民団体・障がい者団体などと協働し、引き続き調査・整備の取り組みを進めること。

3. 利用しやすい駐車場事業の推進を

- ・当日最大料金の導入など、利便性向上の取り組みを進めて効果が現れているところであり、よりいっそうの利便性の高い公営駐車場の運営を進めること。
- ・京阪電車とのパークアンドライドの取り組みは、一定の成果もみられることから、市民・来訪者への周知・啓発を強めること。
- ・障害者割引について、対象が障がいのある人であり、より利用しやすい手続きとなるよう改善を図ること。

4. 生活道路の整備促進を

- ・自転車と歩行者の交通安全のために、引き続き自転車と歩行者の通行分離を進めること。
- ・通学路の安全性向上のため、道路拡張などの対応ができない箇所についても、子どもの安全確保の視点から、車両への注意を促す標識や看板の設置など有効な対策を講じること。
- ・草刈りや清掃など、道路の維持管理に住民や団体の協力を得て取り組みを促進すること。

5. 市道橋改修推進、安全維持の点検・管理を

- ・予防保全型の管理に転換する長寿命化修繕計画を進めるために、国からの交付金も活用し、引き続き予算の確保に努めること。
- ・残りの一般橋梁についても、全国で構造物の落下事故などが起こっており、点検を行い順次、長寿命化修繕計画を策定して、市民の安全を確保する管理を行うこと。

6. 琵琶湖大橋の無料化促進へ

琵琶湖大橋の償還期限が迫り無料化が課題となっていたが、県が橋の取り付け道路の拡幅や料金所に ETC を導入するなど有料が継続となった。一定の周辺整備は県が行うべきものであり、そのための財源も公社にある。渋滞を抑えるために無料化を先延ばしせず、今後の市民生活などを考慮して、無料化を県に求めること。

7. 自然環境を破壊するダム整備でなく、流域治水と河川改修での治水対策を

ダム依存や、洪水を河川内に閉じ込める治水対策では限界があり、洪水を安全に受けとめる流域治水に切り替える対策が必要である。

- ・近年の予想を遙かに超えた集中豪雨による全国の被害をみても、県の流域治水計画に対応した、市としての治水対策の指針の策定をすること。
- ・吾妻川など必要な河川の改修・整備を引き続き県に求めること。

市民病院

1. 公的病院として存続を

- ・地方独立行政法人への移行が検討されているが、一定の不採算部門を担う市民病院として、一般会計からの繰り入れを適切に確保するとともに、経営を優先させて地方独立法人化を進めるなど公的病院の責任を放棄しないこと。
- ・自治体病院は、入院の短期化や他の地域医療機関や介護との連携、福祉的ニーズを伴う患者への対応など地域医療に果たすべき役割は大きい。機能を十分果たすために、庁内関係課との連携を強め、ソーシャルワーカー（MSW）の研修・体制強化を図ること。

2. 葛川診療所の医師確保を

- これまで直営で運営されてきた、国民健康保険葛川診療所の医師確保が困難となっている。
- ・当面、健康保険部との連携の下、大津市民病院として葛川地域での診療を行うこと。

3. 災害時の拠点病院としての機能強化を

- 近年大型台風の上陸や地震災害などの多発など、災害対応の強化が大きな課題となっている。
- ・市民病院は免震構造となっていることから、災害時に大きな役割を果たすことが期待されている。災害時の受け入れ体制の強化、災害対応訓練の充実、三師会との連携による応援態勢や医療資材等の準備など災害対応の充実を図ること。
- ・病院のヘリポートにエレベータを設置するなど、機能面での改善を図ること。

4. 病診連携の強化を

- ・県が進める地域医療情報連携システムの積極的な運用により、地域の診療所との連携をいっそう強めること。
- ・脳卒中、糖尿病などの地域クリティカルパスへの取り組みを推進するとともに、紹介率の向上など日常的な病診連携の強化を図ること。

5. 患者負担の軽減・安心できる医療への取り組みを

- ・医療費の自己負担の増大が、健康に不安を抱える市民にとりわけ重くのしかかっている。大きな負担となっている薬剤費については、患者負担の軽減、患者本位の治療・投薬を行うために、ジェネリック薬剤への切り替えを行うよう検討を進めること。
- ・整形などで使用する補装具なども、一時的に使用するものについては、レンタル制度を導入するなど、負担軽減のための改善を図ること。

6. 医師不足・看護師不足解消への条件整備を

- ・医師・看護師不足は社会問題として深刻化しているが、マンパワーの確保は、病院経営の改善のためにも重要な課題となっている。過重負担の長時間勤務の診療科の医師増員を図り、患者の医療要求に応えること。
- ・看護師の養成や働き続けられる職場となるように、市民病院の看護学校での修学資金の貸付制度を復活することや、院内保育所充実など積極的な対策を進めること。

7. 不祥事根絶へ職員の意識啓発とチェック体制の強化を

- ・この間、市民病院で相次いで金銭管理や契約をめぐる不祥事が発生した。個々の職員の問題もあるが、仕事量に見合った職員体制となっているのか、十分に職場からの意向を聞き取り、職員定数の拡大も検討すること。
- ・病院業務に精通した職員を継続して確保できる人員体制を図ること。

企業局

1. 水道料金の安定のための適切な運営を

水道事業は、節水器具の普及・節水意識の向上や人口減少などにより給水需要は減少傾向にある。大津市水道事業経営検討委員会が設置され、新水道ビジョンの策定の中で、今後水道料金の値上げも検討するという方向になっている。

- ・老朽管の敷設替えなど優先すべきものを明らかにし、新しく開発されている管の耐用年数も踏まえ、過大な投資にならないよう事業のいっそうの効率化に取り組むこと。
- ・市民の負担増とならないよう考慮し、必要な維持管理などに重点を置いた事業内容にすること。
- ・官民連携の取り組みや、水道事業の広域化の動きがあるが、地域業者の参加や、市民生活を支える事業としての観点から慎重に対応すること。

2. 下水道事業の長寿命化策などの検討を

下水道事業も水道事業と一体で市民生活になくてはならない事業である。

- ・水道水使用の減少により、今後収益が増えることが考えにくい状況であるが、引き続き、不明水対策の徹底など効率化を進めること。
- ・国庫負担の削減が行われないように国に要望すること。
- ・市民の負担増とならないようにし、引き続き公費の投入を行うこと。

3. 水道・下水道事業維持のための人材育成を

長年の経験と技術を持った職員が退職を迎え、技術職員の不足が引き続き課題となっている。

- ・公営企業として行政内部の危機管理体制を強化する点からも、技術職員の適切な配置と、技術の継承・蓄積に引き続き努力すること。

官民連携による民間への包括的な委託が進められているが、効率を優先するあまり外部に依存を強めることは、ますます行政内部の技術の継承・蓄積が困難になるうえに、水道事業に企業参入の道を開くことにつながる。

- ・市民の健康で衛生的な生活を支える公共性の高い事業であり、安易な民間委託に依拠せず安全安心の公的担保を構築し、地元の業者を育成すること。

4. ガス事業利益の市民還元を

昨年度は消費税の増税・原料価格の高騰のもと、原料費調整制度により市民の料金負担が増加した。しかし、その結果ガス事業会計は、昨年よりも8億3,600万円の利益増で、19億3,000万円の黒字の計上となった。現金預金と投資有価証券などは159億円を超え、今後のガス小売全面自由化に備えるなど事業展開に必要な資金を確保してもなお利益が余る状況である。

- ・ガスの利益を市民に還元する手立てとして、料金の値下げを検討すること。

・現在検討中の庁舎改修計画において、ガス事業の利益を活用できる方策を他の部局と連携し検討すること。

5. ガスの安定供給と経営対策強化を

・エネルギー事業者間の競争は、今後のガス自由化などにより利用者の獲得をめぐり、ますます激しくなることが予想される。公共事業としての安全・安心で安定供給という利点を活かし、引き続き耐震化など震災に強い体制を構築し、市民の信頼に応えるよう取り組むこと。

・原発事故以降、節電意識の高まり、環境にやさしいエネルギーが注目される中、環境負荷が少なく利用効率の高い天然ガスへの期待が高まっている。天然ガスの有効活用を積極的に PR し、ガスコージェネレーションシステムの普及促進など、よりいっそう取り組みを進めること。

6. 生活困窮者に対する料金減免制度の創設を

・一般会計からの繰り入れも視野に入れて、料金減免制度を創設すること。

・料金滞納者に対しては、公営企業は営利目的で事業を行っているものではないという観点から、事情をよく調査した上で福祉施策へつなぐ庁内連携が図れる体制づくりを進めていくこと。

教育委員会

1. いじめを乗り越え、安心して学べる学校づくりへ

1) 子どもの権利条約を活かした学校づくりを

①「子ども条例」の制定へ

一人ひとりがかけがえのない存在である子どもが、人間として尊重され、育まれる社会の形成が求められている。しかし現在の日本は、核家族化、地域連帯の希薄化等が進み、いじめや不登校、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は悪化の一途である。加えて、深刻化している「子どもの貧困」の背景には、親の雇用・労働条件、社会保障、児童の福祉、医療、教育のあり方など多分野にわたる問題がある。

子どもの育成の基本理念を定め、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市の役割を明確にするとともに、市で取り組まれている子育て支援や、教育施策を体系立てた、憲法と子どもの権利条約を活かした「子ども条例」の制定を検討すること。

②子どもの最善の利益を守り、成長を支える教育を

子どもたちの問題行動の裏側には、「自分らしく生きたい」「本音で語り合える友だちがほしい」「生きづらさを受け止めてほしい」など前向きな願いもある。子どもたちの声に耳を傾け、子どもの社会参加を保障していくべきである。

・子どもの権利条約の精神に則り、あらゆる場面での子どもの発言を保障し、子ども同士や周囲の大人との相互の信頼、連帯感を深め、互いを理解し合えるよう、子どもが主体となった自主的な活動の時間を増やすこと。

・子どもたちには「楽しく学ぶ権利」「生命、生存、発達を守る権利」などがあり、子どもの最善の利益を守ることを、子どもたちをはじめ学校や家庭、地域にわかりやすく徹底するために、パンフレットなどを作成して普及すること。

・いじめの相談や情報が寄せられた際や、校内で事故が発生した際には、子どもの命が一番大

切だという子どもの安全への認識を確立すること。

・いじめの禁止を命じるような取り締まり的対応や「いじめ半減」などの成績主義ではなく、課題や問題解決のために子どもの命最優先の原則を共通認識とし、教職員の連携・協力のもと取り組めるよう学校現場を支援すること。

③教員の労働環境や職場状況の改善の取り組みを

現在、教職員は過労死ラインまで長時間働いても、肝心の子どもたちとのふれあいの時間や授業の準備の時間がきちんと確保することができない状況にある。

・業務の IT 化が進められているが、抜本的に超過勤務を軽減・解消するためのあらゆる措置を講じること。

・子どもと向き合える時間を保障するため、さらなる少人数学級の推進や複数担任制の促進、養護教諭の複数配置や貧困・虐待の対応に当たるスクールソーシャルワーカーの配置など、学校現場が必要とする職員体制の整備を行うこと。

・現場の実態に応じた職員が配置されるよう県に対しても強く要望すること。

・相次ぐ小中学校教員による不祥事に対しては、事実の調査・検証は重要であるが、何よりも教職員の労働環境や職場状況などについて、教育委員会と現場が認識を深め、現場が主体となって再発防止に向けた取り組みを行い、教育委員会はその支援を行うこと。

2) 健やかに成長できる教育の保障へ

①学校教育環境の充実を

・行きとどいた教育を保障するために、30 人学級の早期実現を国・県に強く働きかけること。
また、市独自でも 30 人学級実現に向け施策の検討を行うこと。

・中学校給食実施に向けて取り組まれているが、2 万食を一括で作る給食センター建設は白紙撤回し、食育の視点を重視するとともに、成長期の子どもたちにふさわしい豊かで美味しい学校給食の実施へ、市内小中学校の自校方式での給食実施も視野に再検討すること。

・喫緊の課題である東部給食センターの老朽化については、早急に移転新築に向け着手すること。

・近年の生活様式の変化から、子どもが学校でのトイレの利用をためらうことが大きな問題になっている。大規模改修時には洋式化が進められているが整備の遅れは否めず、特別に予算を措置し、トイレの改修や清潔の保持とともに、早急に学校トイレの洋式化を進めること。

・通学路の安全性向上のため、道路拡張などの対応ができない箇所についても、子どもの安全確保の視点から、車両への注意を促す標識や看板の設置など有効な対策を講じること。

・すべての学校に図書館司書を常時配置し、図書館教育を充実させること。

・図書購入費や図書室の施設整備のための予算を増額すること。

②経済的格差を持ち込ませない教育へ

・生活保護基準の引き下げにより、就学援助制度の対象から外れる世帯が出ることを懸念され

たが、2015年度は継続して支給された。子どもたちの教育水準を維持するために、就学援助の基準を生活保護基準額の1.3倍に引き上げることを検討すること。

- ・スクールランチおよび志賀・葛川中学校の給食費についても就学援助の対象とすること。
- ・就学援助費に2010年度から支給品目に加わった3項目（クラブ活動費、生徒会費、PTA会費）を対象に加え、保護者の負担軽減を図ること。
- ・国に対し就学援助制度への国費を増額するよう求めること。

・先進国では給付制奨学金が当然のこととされているが、日本では貸与制奨学金が原則となっており、重い返済負担から奨学金の利用をあきらめたり、途中退学を余儀なくされる事例などが後を絶たない。後期中等教育や高等教育などの就学を保障していくことは、貧困の連鎖を断ち切り個人の能力を開花させていく上でも、ひいては社会の発展にとっても重要なことである。

国に対して、給付制の奨学金制度の創設を求めるとともに、大津市でも、給付制奨学資金の制度を拡充すること。

③子どもや学校の自主性を重んじ、民主主義を守る教育の推進を

国連・子どもの権利委員会は、最終所見でも、日本の強度に競争主義的教育が、いじめ、精神障害、不登校・登校拒否、中退および自殺の原因となることを懸念すると指摘している。競争を助長することにつながる全国一斉学力テストへの参加は中止すべきである。

- ・少なくとも、子どもたちの競争をあおり、発達の歪みを引き起こす全国一斉学力テストの学校毎の結果公表は行わないこと。
- ・全国一斉学力テストの予算は、一人ひとりの子どもの学力を定着させるための予算に振り替えるよう国に求めること。

・国はグローバル化に対応した教育環境作りを進めるため、2020年の学習指導要領改訂時に小学校5、6年生の英語の教科化をめざしている。大津市では、2016年度から本格的に小学校での英語教育の導入が開始されるが、時間配分や取り組む体制など学校現場の声を反映し、教職員にとっても子どもたちにとっても無理のない取り組みとなるよう、現場への支援を強めること。

教育は、子どもの成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるものである。そこには自由や自主性が不可欠となる。

- ・教育委員会は統制や管理ではなく、学校が民主的に運営されるよう支援すること。
- ・教育委員会自身が市民の声を反映する民主的な機関として活動できるよう、教育委員の準公選制を導入することを検討すること。

- ・学校現場への日の丸・君が代の強制は行わないこと。
- ・道徳教育は、憲法を基本に子どもたちが自主的に意見を出し合い経験の中で、市民道徳を身につけていくものであり、国の道徳の教科化に反対すること。

・学校運営に地域が参画し、学校も地域の教育力を活用するコミュニティスクールの取り組みが全国で広がっている。大津市でも2015年度から取り組む予定とされているが、実施にあたっては、学校の自主性を踏まえつつ、必要な予算・人員などの配置を適切に行うこと。

また、貧困問題や教育についてなど子どもの育ち全般について地域性を踏まえてじっくり話し合えるよう、民主的な運営が保障されるよう配慮すること。

④誰もが等しく教育を受けられる体制の充実を

- ・特別支援学校のマンモス化に対応して、県に対し、大津市南部に特別支援学校の新設を要望すること。

- ・県の対応が行われないうであれば、市立の特別支援学校の設置を検討すること。

- ・発達障害者支援法の制定により、障がいの重い児童が特別支援学級に在籍するようになってきているが、学級の児童生徒数が7名にならないと職員の複数加配ができないなど、体制が十分とは言えない。実態に即した適切な教員配置を県に求め、当面、市独自で配置すること。

- ・不登校の児童生徒に対して教育を受ける権利を保障するため、その子に応じた対応ができる教職員の配置を行うこと。

- ・医療的ケアの必要な児童生徒の通学について、県が2014年度に既存の移動支援事業を用いてモデル事業を行える自治体を募るなど動きが出てきている。市としても積極的に関わり、子どもの教育権を保障するためにも、県との協議を積極的に進めること。

- ・当面は、市独自の福祉的施策として対応すること。

- ・2014年度より、市立瀬田中学校の特別支援学級(病弱学級)として、滋賀医科大学医学部附属病院内に院内学級が設置された。大津市には4つの総合病院があるが入院する病院によって教育環境が違う現状を改善すべきである。引き続き、県に対して各病院の実態を把握し、特別支援学校の分教室として設置を行うよう働きかけること。

⑤幼稚園教育の充実を

未就園児親子通園事業や在園児預かり保育事業に加え、市内2園で就労支援型預かり保育事業が実施されている。預かり保育については、通常保育とは全く切り離され、専任の臨時教諭が担当していることから、保護者からは改善を求める声が出ている。

- ・預かり保育は、保育時間の延長や安全対策ということだけでなく、子どもの育ちを保障する保育内容への充実を図るために、通常保育との連携や保育環境の拡充を図ること。

- ・養育支援を必要とする保護者が増える中、幼稚園での発達支援・養育支援の機能を高め、地域での子育て支援機能を充実させること。

- ・市が行った調査でも多くの保護者が求めている3年保育を可能な園から実施すること。

- ・子ども子育て新制度への移行に伴って、公立幼稚園保育料が2倍もの値上げとなり、保護者にとって負担は大きい。公立保育園との格差などが言われるが、保育料の無料化に踏み出す自治体も増加していることから、子育て支援の一環として、幼児教育についても低廉な費用で保障されるべきであり、幼稚園保育料の値上げを撤回すること。

2. 豊かな市民生活をはぐくむ文化施策の充実を

①地域コミュニティの拠点として公民館の充実を

- ・公民館は学校施設同様、災害時の市民の避難場所となっている。未着工の和邇・坂本分館の

耐震改修を進めるとともに、老朽化している公民館の施設改修や設備・備品の計画的な修理を行うこと。

- ・小松公民館の建設については、地域住民との意見調整を行い、早期に建設計画を立てること。

- ・公民館を利用する際のカギの受け渡しは、市民センターの閉所日（土日祝）の場合は前日に行わなくてはならず、都合がつかないなど不便であるため改善策を検討すること。

- ・条件付きの利用者団体登録は撤回し、市民の様々な社会教育活動を保障して、公民館が地域コミュニティの拠点としての役割を果たせるよう、地域住民との連携協力を支援すること。

②豊かな公立図書館の実現へ

- ・市立図書館のあり方については、図書館協議会の意見や図書館職員へのアンケート結果を尊重し、公立図書館としての機能を充実させるための検討を行うこと。

- ・市民の図書館利用の促進を図るために、図書館整備の長期構想を持ち、指定管理者制度の導入は行わないこと。

- ・市民ニーズに応える図書購入予算を確保するとともに、図書館司書の配置を充実させること。

③市内の重要遺跡や史跡の整備促進を

- ・近江大津宮跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。

- ・史跡は歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある。保存状況を総点検し、市民との協働事業として保存・整備に努めること。

また、一定面積の用地確保ができたものについては、暫定的に整備を行い市民に開放すること。

- ・発掘が行われた文化財や史料については、収納・展示などの場所が不足しているため保存・活用のための施設整備などを検討すること。

④郷土の歴史を知り、情報発信の場としての歴史博物館の充実を

- ・大津市の歴史・文化・史跡などの積極的な展示を行うとともに、これまで取り組んできた、市民とともに作る企画をさらに充実させること。

- ・大津市を知らせる拠点として広報活動に力を入れること。

- ・施設の老朽化が進んできており、改修計画を立てて年次的に取り組みを進めること。

消防局

1. 基準消防力に見合った職員の増員と消防力の強化・充実を

- ・台風の大型化や集中豪雨などの頻度が増してきている。災害対応の強化・充実のため、消防職員を基準消防力へ近づけるための増員を図ること。

- ・有給休暇については、取得できるよう努力されているが、職員研修の時期の関係などから改善が困難な状況にある。市民の命を守る消防職員の健康管理のために、有給休暇などがしっかりととれるように職員配置にゆとりを持たせるなど市として検討を重ねること。

2. 市町村消防の広域化に反対すること

・国の「市町村の消防の広域化の推進」を受けて、滋賀県常備消防広域化検討委員会は2016年には全県一消防本部体制を提言しているが、現場の声をよく聞いて、スケールメリットより地域住民の安心・安全を優先し、あらためて広域化に反対すること。

3. 消防団、自主防災組織への支援充実を

・消防団の資機材充実のための予算確保を行い、整備・更新のテンポを上げて取り組むこと。
・自主防災組織への補助充実を引き続き行うとともに、消防団経験者が自主防災組織に積極的に参加できるよう支援し、消防局・消防団・自主防災組織・市民が有機的なつながりを持って防災活動に当たれるようにすること。

4. 地域防災計画の策定に向けて、危機防災課とも連携した支援を

頻発している局地的豪雨や台風、地震等による大規模災害が発生した場合には、市や消防などの行政機関だけでは対応に限界があり、一刻を争う人命の救護、避難などに対応するためには、各学区や自治会の自主防災組織の強化が欠かせない。東日本大震災を教訓に、災害対策基本法では市町村内の一定の地区を対象にした地区防災計画制度が新たに創設された。

・危機防災課とも連携して、各学区での地域防災計画が策定できるよう支援すること。

5. 火災報知器の設置促進の支援を

・住宅用火災警報器の設置義務化で設置率が向上してきたが、引き続き取り組みを強めること。
特に火災による高齢者などの犠牲が多いことから、取付け作業が困難な方に対し、各消防署が取付け支援を行っていることの周知を図ること。
・低所得者などに対して補助制度を作るなどの対策を検討すること。
・電池切れや時間経過による不備がないかなど、管理面での指導・周知も行うこと。

6. 救急車の有料化は行わないこと

国の財政制度等審議会が救急車の一部有料化を検討するよう財務相に提言した。政府は、救急車を呼ぶ世帯の増加や、救急搬送者のうちほぼ半数が軽症者であることを理由に、救急車の有料化、通報段階で患者の「緊急性」を選別して切り捨てる「トリアージ（治療の優先順位の選別）」の導入など「命の格差」を拡大する改悪を検討している。

・緊急を要する患者の救命に影響が出る事態も懸念されており、誰もが安心して医療にかかれる制度にするため、救急車の有料化は行わないこと。